

予 算 特 別 委 員 会 (2 日 目)

1. 開会及び延会 令和5年3月17日(金) 午後1時00分 開会
午後5時15分 延会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	川 村 優 子
副委員長	杉 本 訓 規
委 員	西 川 善 浩
〃	坂 本 剛 司
〃	吉 村 始
〃	奥 本 佳 史
〃	谷 原 一 安
〃	下 村 正 樹

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

議 長	梨 本 洪 珪
議 員	柴 田 三 乃
〃	松 林 謙 司
〃	増 田 順 弘
〃	藤井本 浩

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市 長	阿 古 和 彦
副 市 長	溝 尾 彰 人
教 育 長	椿 本 剛 也
総務部長	東 錦 也
財務部長	米 田 匡 勝
市民生活部長	前 村 芳 安
保険課長	増 井 朋 子
環境課長	西 川 勝 也
クリーンセンター所長	石 橋 和 佳
保健福祉部長	森 井 敏 英
社会福祉課長	山 岡 邦 啓

介護保険課長	堀川雅樹
地域包括支援課長兼	
いきいきセンター所長	西川賢
健康増進課長	松本育子
〃 補佐	西川恵津子
新型コロナウイルス対策室長兼	
健康増進課主幹	鬼頭卓子
こども未来創造部長	井上理恵
こども未来課長	中井智恵
子育て支援課長	新澤健嗣
こども・若者サポートセンター所長	川崎圭三

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治
書記	新澤明子
〃	神橋秀幸

7. 付議事件（付託議案の審査）

議第20号	令和5年度葛城市一般会計予算の議決について
議第21号	令和5年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
議第26号	令和5年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
議第24号	令和5年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
議第22号	令和5年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
議第25号	令和5年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
議第23号	令和5年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
議第27号	令和5年度葛城市水道事業会計予算の議決について
議第28号	令和5年度葛城市下水道事業会計予算の議決について

開 会 午後1時00分

川村委員長 ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

皆様、こんにちは。予算特別委員会、令和5年度の予算審議の2日目となります。本日は市内小学校の卒業式でございました。お天気も何とか味方をしてくれたようでございます。本当に保護者の皆様もひとしおうれしく感じていらっしゃると思います。卒業生の皆様、そして保護者の皆様に心から議会からお喜びを申し上げます。おめでとうございます。

それでは、2日目の審議、委員の皆様におかれましては慎重審議よろしくお願いをいたします。

ここで、委員外議員の出席のご紹介をさせていただきます。柴田議員、藤井本議員、増田議員、松林議員、以上でございます。

発言される場合は必ず挙手をいただきまして、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押して赤いランプが点灯しているのを確認してからご起立をいただき、必ずマイクを近づけてご発言されるようお願いいたします。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知お願います。

委員会の会議進行については、適宜休憩を取りながら、理事者側の出席職員につきましてもあまり人数が多くなならないように順次入替えを行いながら進めてまいりたいと思いますので、委員各位にもご協力をお願いいたします。

また、発言につきましましては簡単明瞭にいただき、会議時間の短縮にご協力いただきますようお願いいたします。

理事者の皆様におかれましては、答弁者は必ず挙手をいただき、私が指名をいたしました後、質問者が替わるごとに所属、役職名と氏名を言っていただき、簡単明瞭、的確な答弁をお願いいたします。また、答弁における予算の年度につきましましては、新年度予算は令和5年度予算、そして今年度予算は令和4年度予算など、できるだけ具体的な年度でご説明をいただきたいと思っております。

なお、答弁者については部長または担当課長でお願いいたします。原則として、課長補佐級以下の委員会の入室は認めておりません。理事者控室及び議場において委員会の音声が聞こえるようにしておりますので、そちらで控えていただき、必要に応じて委員会室の入口付近のマイクにより答弁をお願いいたします。

それでは、議案の審査に移りますが、昨日、1款、2款で理事者の答弁の修正があると聞いておりますので、よろしくお願いをいたします。

東部長。

東 総務部長 こんにちは。総務部、東でございます。よろしくお願いいたします。

昨日の委員会で杉本副委員長のほうからのご質問で、2点ちょっと訂正をさせていただきたいと思っております。

まず1点目でございますが、42ページ、2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費のほうで、放置車両撤去事業、これ生活安全課の分でございますが、放置自転車の撤去期間を、私、5月で始まって8月撤去と申し上げましたが、正確には10月に開始をいたしまして1月に撤去したということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして2点目でございます。48ページ、2款総務費、1項総務管理費、8目自治振興費、安心・安全なまちづくり事業、これも生活安全課の分でございますが、18節負担金補助及び交付金の中で特殊詐欺等防止対策機器購入補助金の説明の中で、補助金の額は1万円以内ですと全額補助しますと申し上げましたが、正確にはかかった費用の2分の1の補助といたしまして上限を1万円とするというものでございましたので、訂正のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。なお、この機器につきましては、公益財団法人全国防犯協会連合会が推奨いたします有料防犯電話機、この電話に限るということを申し添えまして訂正とさせていただきますと思ひます。

ありがとうございました。よろしくお願ひします。

川村委員長 杉本副委員長、よろしいですか。

杉本副委員長 はい。

川村委員長 それでは、本日の議案審査に移ります。本日は、3款民生費、4款衛生費の説明を受けるところから始めたいと思ひます。

それでは、理事者の説明を求めます。

米田財務部長。

米田財務部長 皆さん、本日もご苦勞さまでございます。財務部の米田でございます。本日も昨日に引き続きましてよろしくお願ひいたします。

それでは、3款民生費、4款衛生費についてご説明を申し上げます。事項別明細書につきましては、64ページをお願ひいたします。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費でございます。7億7,251万7,000円で、人件費、職員32人、2億3,871万9,000円。65ページ、後期高齢者医療事業で4億1,592万円。67ページ、社会福祉団体助成事業で1,101万8,000円。生活困窮者自立支援事業で1,322万5,000円。68ページの国民健康保険特別会計繰出金で4,844万5,000円。後期高齢者医療保険特別会計繰出金で2,812万5,000円でございます。

2目国民健康保険医療助成費では2億2,211万7,000円。

3目後期高齢者医療保険医療助成費では1億1,366万9,000円でございます。

4目障害者福祉費では13億7,190万8,000円で、心身障害者医療扶助事業で4,350万円。70ページに移っていただきまして、地域生活支援事業で5,386万2,000円。自立支援給付事業で8億8,834万8,000円。71ページの障害児通所給付事業で2億8,147万7,000円。また、障害者及び介護者各種手当事業で6,028万6,000円でございます。

72ページに移っていただきまして、5目老人福祉費でございます。6億4,120万9,000円で、重度心身障害老人等医療扶助事業で2,250万円。老人福祉事業で2,176万4,000円。73ページの下段、敬老事業で9,490万8,000円。それから、74ページの下段で介護保険特別会計

繰出金で4億8,114万1,000円でございます。

75ページに移っていただきまして、6目介護保険料助成費で4,495万7,000円。

7目いきいきセンター管理運営費で5億4,534万8,000円で、人件費で職員1人、972万6,000円。いきいきセンター管理事業で5億1,956万4,000円。76ページで、いきがい対策事業で1,605万8,000円でございます。

77ページをお願いいたします。8目福祉推進費では1億4,688万2,000円で、福祉総合ステーション管理運営事業で1億2,188万2,000円でございます。

78ページに移りまして、2項1目児童福祉総務費で3億9,331万1,000円で、人件費で職員11人、8,630万円。乳幼児医療扶助事業で5,600万円。子ども医療扶助事業で6,600万円。80ページの下段、児童扶養手当事業で1億5,232万7,000円でございます。

2目の児童措置費では19億971万2,000円で、特別保育事業で3,902万8,000円。81ページの、子どものための教育・保育給付事業で7億4,283万1,000円。児童手当事業で6億4,998万円。保育所等整備事業で4億5,051万2,000円でございます。

3目保育所費では5億2,442万円で、人件費で職員41人、2億3,310万8,000円。82ページ、市立保育所運営事業で2億6,590万2,000円でございます。

84ページをお願いいたします。4目の認定こども園費では3億7,591万2,000円、人件費で職員11人、6,910万3,000円。認定こども園運営事業で5,092万9,000円。また、86ページ認定こども園管理事業で2億5,420万1,000円でございます。

87ページをお願いいたします。5目児童館費では1億466万6,000円で、人件費で職員1人、568万3,000円。児童館・学童保育所運営事業で8,761万7,000円でございます。

88ページに移っていただきまして、6目ひとり親家庭等福祉費で2,800万円。ひとり親家庭等医療扶助事業でございます。

89ページ、7目地域子育て支援センター事業費では1,815万8,000円で、人件費で職員1人、472万1,000円。地域子育て支援センター運営事業で1,343万7,000円でございます。

90ページをお願いいたします。8目子ども・若者サポートセンター事業費で1億1,976万円で、人件費で職員5人、2,605万7,000円。91ページ、子ども家庭支援事業で2,075万7,000円。92ページ、子ども若者育成支援事業で6,853万円でございます。

93ページをお願いいたします。3項1目国民年金事務取扱費では1,535万4,000円で、人件費で職員2人、1,275万5,000円でございます。

94ページ、4項1目生活保護総務費では3,971万4,000円で、人件費で職員4人、2,695万6,000円でございます。

95ページに移っていただきまして、2目扶助費では3億8,054万4,000円で、生活保護費支給事業でございます。

96ページをお願いいたします。5項1目災害救助費では1,140万円で、前年度と同額でございます。

続きまして、4款衛生費でございます。1項1目保健衛生総務費では2,731万3,000円。

97ページの2目予防費では1億9,266万8,000円で、予防接種事業で1億2,670万7,000円。

また、98ページの下段、新型コロナウイルスワクチン接種事業で5,640万7,000円でございます。

100ページに移っていただきまして、3目生活衛生費では、犬の登録及び狂犬病予防注射事業で94万7,000円でございます。

4目健康づくり推進事業費では、健康づくり事業で4,692万5,000円でございます。

101ページをお願いいたします。5目母子保健事業費では、4,982万9,000円でございます。

103ページをお願いいたします。6目出産・子育て応援交付金事業費では3,384万8,000円で、皆増となっております。

7目保健施設費では2億4,602万4,000円で、人件費で職員19人、1億1,922万2,000円でございます。105ページ、新庄健康福祉センター管理事業で1億1,504万9,000円でございます。

下段の8目環境衛生費では、7,070万2,000円で、人件費で職員5人、3,680万9,000円。106ページの環境衛生事業で、2,393万2,000円でございます。

108ページに移っていただきまして、9目火葬場費、火葬場管理事業で6,439万1,000円でございます。

109ページ、2項1目清掃総務費では3,101万1,000円で、人件費で職員3人、2,711万8,000円でございます。

110ページ、2目塵芥処理費では6億8,193万6,000円で、人件費で職員16人、1億5,051万円。また、111ページのごみ処理施設運営事業では3,766万6,000円。112ページの可燃ごみ処理事業では3億8,436万4,000円。113ページの資源ごみ収集事業では1億932万5,000円でございます。

同じく3目のし尿処理費では7,573万3,000円で、葛城地区清掃事務組合負担金で5,778万8,000円でございます。

4目地域循環型社会形成推進事業費では282万9,000円で、リサイクルプラザ運営事業で252万2,000円でございます。

以上、3款民生費、4款衛生費の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

川村委員長 ただいま説明願いましたが、まず、3款民生費に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

吉村委員。

吉村委員 本日もどうぞよろしくお願いいたします。予算書の67ページなのですが、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費で、聞きたい項目は生活困窮者自立支援事業についてお伺いいたします。予算金額が1,322万5,000円の分ですが、これが生活困窮者自立支援事業の予算額ですが、令和4年度が2,686万円あったと思いましたが、これから半減をしております。これは令和4年度のみ実施の新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業が減ったのが大きいというふうに考えるものでありますけれども、まずこの事業がどのようなものであったのかということをお伺いいたします。

続きまして95ページ、4項生活保護費、2目扶助費、19節扶助費です。生活保護費支給事業です。予算案の概要では30ページになります。生活保護の相談件数が前年に比べて増えているというふうに聞いております。令和4年度の状況をお答え願いたいと思います。

それから、ちょっと戻るんですけど、72ページです。1項社会福祉費、4目障害者福祉費、12節委託料としまして、福祉タクシーサービス事業委託料についてお伺いをいたします。これの対象者というのは身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方だと思われていますが、等級で言いますとそれぞれ対象者はどうなるのでしょうか。それからあと、葛城市内在住の人数についてお伺いをいたします。

川村委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡でございます。よろしくお願いたします。

今の吉村委員のご質問でございます。

まず1つ目でございます。生活困窮者自立支援事業に関しまして予算が減ったというところの原因、まさに新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金が令和5年度はなくなったということが原因でございます。この制度の内容につきましては、新型コロナウイルスの影響の長期化によりまして緊急小口資金等特例貸付金、これ社会福祉協議会の貸付になるんですけども、これが終了等によりそれを利用できない世帯の方で収入等、資産等が基準以下の方に対しまして、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給するものでございます。こちらにつきましては令和3年度から事業を行っておりまして、令和3年度と令和4年度で2年間の事業で、申請のほうは令和4年12月31日で終了というような事業となっております。

続きまして、生活保護の状況でございます。委員おっしゃられますように、相談件数は若干増えております。その内容でございますけども、2月までの相談件数といたしまして51件、その中で決定件数は19件となっております。ちなみに、令和3年度は相談件数が41件で決定件数が13件というところで、やっぱり増加傾向にあるのかなというところがございます。

3番目、タクシー券でございます。こちら、対象者の方は身体障害者1級、2級の方、それと重度の療育手帳をお持ちの方が対象となっております。身体障害者1級の方は348名、2級の方は168名、療育手帳をお持ちの方が105名いらっしゃいまして、重複の障がいの方もいらっしゃいますんで合計とは合わないんですけども、対象者数といたしましては令和4年度は595名の方が一応対象数というところになっております。

以上でございます。

川村委員長 吉村委員。

吉村委員 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業につきましてはよく分かりました。ありがとうございます。

生活保護費支給事業ということについてなんですけど、今し方おっしゃった生活困窮者自立支援事業の予算が減らされています。そして、今ご答弁ありましたように、生活保護の相談件数も、やはり令和4年度は令和3年度に比べて増えてるんですね。その中で、新しく新

年度の生活保護費支給事業の当初予算が前年に比べてほとんど増えてないんですね。このような予算金額で対応できるのかということについてお伺いしたいのと、どういった見込みを持ってらっしゃるのかについてお伺いをしたいと思います。

それから今し方、福祉タクシー、これにつきましては身体障害者手帳の1級、2級と、それから重度療育手帳をお持ちの方ということで、重複してるけれども595名の方が市内在住の方が対象であるということでした。

それでこの予算なんですけど、令和3年度、令和4年度と280万円で推移していましたが、令和5年度は250万円に若干減ってるんですけども、その理由についてお伺いをいたします。

川村委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡です。

ただいまのご質問でございます。まず、生活保護の予算というところでございます。令和5年度の予算額といたしましては、お示しのとおり令和4年度より微増というところで、約3億8,000万円というところで計上させていただいておるんですけども、実際、令和4年度の決算見込みというところでは大体3億1,000万円台ぐらいで収まるのかなというようなところで示されております。その辺の中で、3億8,000万円というところでしたら6,000万円の余剰というところで、一応、今年度の状況と更に増えた分というところで、まずはこういう形で見させていただいております。コロナに関する生活困窮制度も一部終了いたしまして予断を許さない状況で、なかなか扶助費というところで見込みづらいところもあるんですけども、現在、生活困窮者自立支援制度のほうが、やはり一部制度が終わったとはいえ制度が成熟しているというところの中で、様々なセーフティネットとしての役割というのは十分果たしていけるのかなというようなところを考えておりますので、まずはその辺も活用しながら、相談者の方がいらっしゃいましたら、必要な限り支援のほうを努めたいと思っております。

あと、タクシー券の予算のほうなんですけども、こちらの実績ベースになってくるんですけども、令和2年度から令和4年度までほとんど280万円で予算組ませていただいてたんですけども、実績額といたしましては令和2年度、令和3年度が190万円程度というところになっております。そして令和4年度のほうも、こちら見込みといたしましては、それを下回る180万円ぐらい行くかどうかというような実績になってきております。コロナというところもあるんですけども、やはりこの長きにわたってのコロナの影響で生活様式というののもちょっと変わってきてる部分もあるのかなというところで、まずは適正な予算というところで、今回に関して減額させていただいたというところでございます。

以上でございます。

川村委員長 吉村委員。

吉村委員 生活保護費の予算につきましては、これも実績ベースということで、6,000万円程度の余剰は見込まれているということで承知をいたしました。今し方お話がありましたように、きちっと受けられる人には受けていただくというふうな意味のご答弁があったかと思っております。

要件を満たしましたら、生活保護というのはこれは国民の権利ですので、誰もが必要であれば、対象となる方がきちんとこの要件を満たしましたら受けられますように、引き続きよろしく願いをいたします。

それからあと高齢者の福祉タクシーなんですけれども、これを今し方、障がいをお持ちの方を対象としたサービスなんですけど、これは私もこういった声を聞いてまして、高齢者の送迎に使うというふうなことも検討していただいたらなというふうに思っております。これにつきましては、先日、増田議員が一般質問で高齢者の移動手段への支援ということをされたと記憶してんですけど、そのときに森井部長が東和苑の市民で使う移動手段と並行してタクシーチケット助成制度については研究していきたいというふうに答弁されたかと思っております。ぜひともよろしく願いいたします。

以上です。

川村委員長 関連、奥本委員。

奥本委員 ただいまの吉村委員の福祉タクシーに関するところの関連で確認をさせていただきたいと思っております。まず、今の吉村委員のお話のところ、介護タクシーと福祉タクシーの定義が混乱してるんじゃないかと思っております。そここのところのまず説明をお願いしたいのが1点。

それと、昨年度、これに関して私、お願いしてたことがございました。何かというと、その福祉タクシーの事業者というのがホームページで確認しても分からないんです。自治体によってはタクシー事業者の一覧表が載ってて、どういう対応できるか、詳しいところは車両も含めて書いてるところがあるんですけども、葛城市はホームページを昨日も一応念のために確認したんですけども、こう書いてました。「福祉タクシーを利用する場合は葛城市との契約事業者に限る。業者については社会福祉課まで」としか書いてないんです。人数が減ってきてるというのを、コロナの影響であるとかタクシーチケットの利用というのと推測されてますけど、もしかするとサービスが分かりにくくて利用できない方がいらっや減ってるのかもしれないと、その辺の分析ができてるかどうか。それと、昨年お願いしたけどそれが難しかった、今回も同じ状況で事業者名の一覧が載ってないという、その辺の理由が分かれば教えてください。

川村委員長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。よろしく願いいたします。

ただいま質問いただきました、まず介護タクシーと福祉タクシーの違いでございます。介護タクシーと申しますのは、介護保険の給付を利用して行っているものを一般的に介護タクシー、ただこれにつきましては介護保険の給付、対象となっておりますのは乗降の介助の部分について介護保険からの給付があるものでございます。ちなみに、この介護タクシーを使うということになりますと、一般的にはケアマネジャーを通じて予約して使っていただいている部分、それが介護保険において使っているのを一般的には皆様、介護タクシーというふうに表現しておられます。それから、福祉タクシーでございます。先ほどからご質問いただいている分につきましては、私ども社会福祉課のほうで先ほど質問いただいたタクシーチケットの分になってまいります。そこら辺で2種類という形になります。それと、先ほどご質問い

ただいた詳しい内容につきましては、課長のほうからお答えさせていただきます。

川村委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡です。

先ほどのタクシー券の質問でございます。タクシーチケットをお配りさせていただくところに業者名のほうは書かせていただいているんですけども、委員おっしゃるとおり、それが丁寧かどうかというところに関しましては、やはりもう少し突っ込んだ部分もあるかと思えます。その辺の周知方法については、ホームページ等々、もう少し詳しいような形でさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

川村委員長 奥本委員。

奥本委員 その対象者も限定されてるので、そのチケットと一緒にそういう業者名を配ってらっしゃるといことで分かりました。ただ、そこにはどういう内容なのか私も現物を見たことがないんですけども、単に事業者の名前と連絡先だけなんですかね。どういう車両を持ってるか、その障がいの中身によっては特殊な車両が必要とすることがあるじゃないですか。奈良県内そういう事業者が、私、調べたら1社か2社しかないんですけども、そういうところも入ってるのかどうか。だから、自分の障がいの状態によっては、使いたいけど使える業者が入ってないという可能性もある、その辺ちょっと確認ができないかなという気がしたので、そこはどういう状況なのかだけ最後教えてください。

川村委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡です。

先ほどおっしゃられました、その業者によってどういう車両を持ってるのかというところは、こちらのほうでも調べさせていただいてこちらのほうで把握はしとるんですけども、その辺の周知の方法、それについては本当にホームページ等々で皆さんが分かっていたけるような形での周知というところを今後検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

川村委員長 奥本委員。

奥本委員 その辺、ぜひよろしく願いしたいと思えます。その対象の方が持ってらっしゃっても、家族の方が手配したいときにそれ分からないんですよ。だから、そういうちょっとした周知の方法があれば多分もっと利用者は増えるんじゃないかと私は思うんですけど、まずその辺りを研究してください。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしく願いします。71ページになりますけれども、3款民生費、1項社会福祉費、4目の障害者福祉費の中の事業説明の中でいくと、障害者及び介護者各種手当事業の中の特別障害者手当、これがどういう方に支給されているものかお伺いいたします。

ちょっとそれとは関連になるんですが、73ページ、5目の老人福祉費になります。12節の委託料で事業説明のところでは地域包括支援課に関係するところですが、委託料の中に在宅ねたきり老人等歯科機器保守点検委託料とあって、言葉が在宅ねたきり老人というような、

今時こういう言葉が使われているのは、ちょっと私、違和感を感じるんですけども、ここに書いてあるのでそういうことで言わせていただきますが、対象となられている方は大体どれぐらいおられるのか、在宅で介護されて特に要介護度の高い高齢者の方の歯科についての保健衛生的な支援ということでしょうか、人数をお聞きします。

それから、ちょっとページが遡りますが、72ページでちょっと戻りますけれども、4目の障害者福祉費の中の事業説明書の中の19節扶助費の中の中軽度の難聴児補聴器給付費ということですが、対象がどのようなお子さんなのかということについて伺います。

以上、3点お願いします。

川村委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡です。よろしくお願いいたします。

まず1つ目の特別障害者手当の内容というところでございます。特別障害者手当というのは、20歳以上の身体または精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の者に対して福祉の向上を図ることを目的として支給されるものでして、月額がこの令和5年4月から変わるんですけども、月額2万7,980円支給することとなっております。

続きまして、1つ先に説明させていただきます。中軽度難聴児補聴器給付事業でございますこちらにつきましては、18歳未満の方で身体障害者手帳の交付の対象にならない方を県の要綱等に基づきまして補聴器を給付させていただく事業ということになります。手帳を持っておられる方は補装具のほうで交付できるんですけども、そうでない方に対して子どもさんに補聴器を支給するというような事業となっております。

以上でございます。

川村委員長 西川課長。

西川地域包括支援課長兼いきいきセンター所長 地域包括支援課の西川です。よろしくお願いいたします。

委員ご質問の在宅ねたきり老人等歯科診療につきましてはですけども、こちら内容といたしましては、歯科保険サービスを受ける機会に恵まれない食生活に支障を来している在宅ねたきり老人の療養を養護するため、歯科医師会のご協力をもって実施してきました。制度としましては、介護保険制度が始まる前からございました制度ですので、環境の変化等もあり、ここ数年利用者はゼロという状態となっております。機器の点検を実施している感じになっております。

以上です。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。最初の特別障害者手当ということでもありますけれども、20歳以上ということで、高齢者の方で要介護認定を受けられて、かつ障害者手帳を発行していただく方がいらっしゃる。その方が在宅で介護を受けてる方、かなりいらっしゃるんですね。そういう方も対象になるのかどうか、これについて伺います。

それから、先ほどの中軽度の難聴児の方への補聴器の補助ということですが、これ

は要綱が県のほうにあるということというふうに今おっしゃいましたけども、この要綱についての中身は分かりませんか。どの程度を対象としてるかということ、手帳がなくてもその要綱に基づいてということですから、多分お医者さんの診断が何か求められているのかなというふうに思うんですけども、このことについてお聞きしたいと思います。それはちょっとあれなんですけども、要綱言われたらあれですが、2問目としては、補聴器は大体どれぐらいの金額の補助になっているのか、これをお伺いしたいと思います。

それから、歯科のことについては分かりました。対象者はゼロということですね。

川村委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡です。

ただいまの質問でございます。特別障害者手当につきましては診断書で判断させていただきますので、特に障害者ということ、例えば手帳要件とか1級、2級とかいうようなところがあるんですけども、この特別障害者手当についてはあくまでも診断書で該当するかどうかというところを判断させていただくものでございます。

もう一つ、今の難聴児の補聴器の分なんですけども、要綱はうちのほうにもございまして、対象の程度といいますのは両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満というところで、それがどの程度かというのはなかなか難しいんですけども、一応そういう方というところを診断書の中で示していただいて判断させていただくというようなところになってまいります。

あと、補聴器の額につきましては、それぞれその診断書の中でいろんなタイプがございまして、それぞれに基準額というのが決まっております。それに基づきまして支給をさせていただきますので、一概に1台幾らというようなところはなかなか難しいかなというところがございます。下でしたら3万円から、13万円程度ぐらいの範囲で一応示されております。以上でございます。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 ではちょっと意見ですけども、特別障害者手当につきましては、高齢者の方で要介護度が非常に高い方、自分で生活できなくても常時家族の方が介護されているという方についても、申請されてお医者さんの判断があれば、これは給付できるわけです。特に在宅でずっと見ておられる方は、介護保険を、本来だったら特別養護老人ホーム等で入居される方もおられますけれども、自宅でデイサービス等も入浴サービス等も使いながらされてる方がおられて、これ意外と知られてないんですけども、こういうことで実際にはごく少数の方だと思います。しかし大変苦勞されていることがありまして、ぜひこういうことが広く受給できるようになればというふうに思いますので、できたら周知ができるのであれば周知していただけたらなと思います。

それから、中軽度の難聴児の方の補聴器の補助ですけども、障害者手帳は持っておられなくても学校生活等大変不便を来す、そのことで発育等健全にしにくいことが起きうることがあって補聴器の補助ということをされているわけですけども、高齢者のこれも同じく手帳を持たない方で中程度までの難聴になられる方が結構いらっしゃいます。その方への補助

が、今、全国的にもいろんな自治体で取り入れてきているところは出てきております。というのも、認知症予防の観点からも、難聴になってくると社会生活がなかなか送りにくくなるので、できたらそういう補聴器の補助をして、高齢者の方も人と会って話をして人生をそれなりに有意義に過ごせるようなことをしていただきたいということで、高齢者の方への補聴器の補助も、葛城市はありませんけれども、今後考えていっていただけたらなと思います。

以上です。

川村委員長 関連で。

坂本委員。

坂本委員 お願いします。この谷原委員の先ほど言われた中軽度難聴児補聴器給付事業ですけれども、先ほど課長から説明がありました30デシベルから70デシベルの間の若い方を支給しますよということですが、70デシベルを超えて80デシベル以上になると高度・重度難聴者ということになって障害者手帳の発行対象ということになるかと思えます。30デシベルだったら、もう軽度でほとんど聞こえるような状態だとは思いますが、前年度から令和5年度49万1,000円と変わらない予算計上されてますけれども、葛城市ではこの給付、支給されてる方は何人ほどいらっしゃるのでしょうか。

川村委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡でございます。

ただいまの支給されてる方というところですが、確かにあまり申請のほうはございません。令和3年度のほうについては一応0件というところで、令和4年度のほうも今のところはまだ出てないんですけども、最終的にちょっとご相談等をいただいているというところでお話は聞いてるというところでございます。

以上でございます。

川村委員長 坂本委員。

坂本委員 お子さんで難聴ぎみというのは、なかなか難しい判断して、耳鼻科に相談に行くというのはなかなか難しいところですので、そういう方がおられたらぜひ耳鼻科に相談に行ってもらって、こういう行政サービスを葛城市では用意してるんだということを周知してもらって、70デシベルとなったらちょっと聞きづらいかなという程度になりますので、そういう方はぜひこのサービスを利用してもらいたいと思います。

以上です。

川村委員長 ほかに質疑。

山岡課長、訂正ですね。

山岡社会福祉課長 今回の訂正でございます。ちょっと私違うところを見てまして、申請数を間違っておりました。令和4年度については2件申請出ております。それで訂正をお願いいたします。

川村委員長 坂本委員、よろしいですか。

それでは、ほかに質疑はありませんか。

西川委員。

西川委員 予算書70ページの3款1項社会福祉費の4目障害福祉費の中の12節委託料なんですけど、その中の意思疎通支援事業委託料、まずこれはどういう事業なのかというのを教えていただきたいのと、その下の障害理解促進事業委託料というのも、これは令和5年度の当初予算は令和4年度から20万円増額になってるんですけども、この事業内容と増額理由を教えてくださいませんか。

川村委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡です。よろしくお願いいたします。

今の委員のご質問でございます。意思疎通支援事業委託料でございます。こちらにつきましては、庁舎の手話通訳者の設置事業となっております。こちらのほうについては新庄庁舎に毎週水曜日の午後、當麻庁舎に毎週金曜日の午後到手話通訳者の方を設置させていただいている事業となります。その中でもう一つ、手話奉仕員の養成講座というものも毎年開催いたしております。令和4年度につきましては入門課程をさせていただきましたので、令和5年度につきましてはこの基礎課程という部分の講座を開催させていただく部分の予算を計上させていただいております。

続きまして、障害理解促進事業委託料でございます。こちらにつきましては障がいに関する理解を促進するという事で、誰もが暮らしやすい地域づくりを目指して障がいの理解を深めるという事業でございます。こちらの主な内容といたしまして、増額の要因といたしまして、この4月から施行させていただきます手話言語条例の内容に基づきまして、こちらで予算を組ませていただきまして、いろいろ活動のほうを展開していこうと考えております。内容的にはやはり条例のときにもお話しさせていただきましたように、子どもたちへの手話講座というものをメインに取り組みながら、いろんな様々な当事者の方とご相談しながら手話の周知に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

川村委員長 西川委員。

西川委員 そしたら、意思疎通支援事業委託料、僕も4月1日から手話言語条例が施行されるということで、予算書見たらどこにそれが反映されてあんのかなというところが気になってたので、今の回答で、ただその意思疎通支援事業委託料というのはちょっとだけ減額になってるんですね。2万円だけ減額になってるんですかね。そのところもちょっと気になったんです。要は今から手話言語条例を制定して、ここにも災害とかのときにその意思疎通の支援に必要な措置を講ずるというようなところとか条例に書いてあるんですね。やっぱりそういうときのために手話通訳者というののもっと必要になってくることもあるん違うかなというところもあって、そういう質問をさせていただいたわけなんです。その障害理解促進事業という20万円アップされてるというの、子どもたちに対しても理解を進めていこうということでおっしゃってるんですけど、どういう形で考えてるかというのと、さっき言うたように災害時、ここ条例第8条に、市は、災害時において、ろう者に対し、情報の取得及び意思疎通の支援に必要な措置を講ずるよう努めるものとするということを書いてあるんです。その辺がどう反映されてるのかというところを教えてくださいなと思います。

川村委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡でございます。よろしくお願いたします。

まず意思疎通支援事業の費用が若干減ってるというところなんですけども、こちらにつきましては、いわゆる講師代とか決まった形で日数等々で若干減ったりというところで、特に今までと変わらないんですけども、あくまでもその講座の回数とかの関係で若干その年によって微妙に金額が変わるものでして、特に内容として変わるものではないということによりよろしくお願いいたしますと思います。

あと、今、災害時等々の通訳者の派遣というところに関しましては、意思疎通支援補助事業というところで手話通訳者の派遣事業というようなところになってございます。そちらについては当事者の方が申請いただきまして、例えばこういう形で手話通訳者の方に来てほしいということであれば、そちらのほうで支出させていただくというようなところになってございます。

あと、障害理解促進の事業の内容でございます。学校に対しての手話の講座というところを進めるところなんですけども、各学校それぞれご事情等もあると思いますので、学校のカリキュラム等も含めた中でどういう形でさせていただいたらいいかというところを、それぞれ今お話しさせていただいている状況でございます。またその辺でこういう形でやったというところはまたいずれ報告させていただけるかなと思っておりますので、今のところは学校とお話しさせていただいて、どういう形で進めようかなというところを適宜相談させていただいているところでございます。

あと、災害に関してなんですけども、今年度から葛城市手話言語条例に書いてます部分で、ゆうあいステーションのほうが災害の避難場所になっておりますので、そこで「アイ・ドラゴン」といっていわゆる手話の専用のテレビみたいなのがございまして、もし例えば災害が起こったときにそういう障害者の方が情報収集するツールといたしまして、そのテレビを見て例えば災害情報も順次入ってくるというような内容で聞いておりますので、そういう部分で災害というところでの対応というところは考えさせていただいているところでございます。

以上でございます。

川村委員長 西川委員。

西川委員 説明で分かりました。障害理解促進事業というのを、今、予算としては条例を制定して4月1日から施行していくというところで、どうやって広めていくかというところを試行錯誤されながら予算をちょっと付けたというところやと理解させていただきます。また報告をしてもらえたらと思います。せっかく条例を制定して4月からやられるので、その辺の効果というのもまた見ていきたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ほんで、「アイ・ドラゴン」というネーミング面白いですよ、なかなか。分かりました。それは災害時のときに、そこで多分、僕のイメージではテレビのところでの手話をやられて、番組やられて、そこでここへ避難してくださいとかそういうような感じですね。分かりました。ほんなら、その条例とどういうふうに予算がなってるかいうところが気になったの

で、理解しました。ありがとうございます。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 関連で1つだけお聞きしますけれども、障害者の方の雇用の問題です。これは全体は人事課というふうになると思うんですけども、例えば会計年度任用職員が部長でも決裁できるわけですから、例えば耳の聞こえに障がいがある方を正職員で採用していただいてもいいし、場合によっては会計年度任用職員で採用していただくと、当事者の立場に立った、今、西川委員がおっしゃったような条例もできて災害時のこともあるわけですから、職員の中にそういう方がいるというのも非常に大事なことだと私は思うんですけど、それについてちょっとお考えを。

川村委員長 意見としては言えますけども、答弁する方が人事関係なのでいらっしゃらない。

谷原委員 人事関係だけでも、僕が言ったのは、会計年度任用職員については昨日質問したときに、これについては採用については部長の決裁でということだったので、そういう考えがあるかどうか、予算に絡めて言うたらそういう予算がついてますかということになるんですけど、ちょっと難しかったらもうそれで。

(「誰が言うたら……」の声あり)

谷原委員 誰が言うたらいいか分からないと、じゃあ置いときます。意見だけにとどめときます。せっかく西川委員からも非常に……。

川村委員長 総括的なところで、またそういった障がいの雇用というところは関連づけてしていただいてもいいかと。

谷原委員 総括質問で全体の雇用率について聞いてもいいので。そういうことで。

川村委員長 お願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

坂本委員。

坂本委員 昨日も言いましたけれども、私この予算書見てて分からないことがよく出てきて、これは何かなと思ってちょっとお聞きしたいんですけども、72ページです。1項社会福祉費、5目老人福祉費、18節、地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金550万円ついてますけれども、この地域密着型サービス施設というのは何のことを言うのかなと思ってまして、それはちょっと教えていただきたいと思うのが1つと、それから77ページの8目福祉推進費、福祉総合ステーション管理運営事業の14節工事請負費、福祉総合ステーショントイレ改修工事を今回やるということですが、これを和式から洋式に改修すると。男性トイレ1か所、女性トイレ2か所を洋式に改修するということですが、これで利用されるのは割と高齢者の方が多いかと思うんですけども、やっぱり和式だったらやりにくいと思いますので洋式がそれはいいと思うんですが、これで工事を終えてもう100%洋式に変わるんでしょうか。そこら辺をお聞きしたいと思います。

川村委員長 堀川課長。

堀川介護保険課長 介護保険課、堀川です。よろしくお願いいたします。

まず地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金の地域密着型サービスと申しますのは、

市町村が指定権限を持ち市町村の実情に応じて整備できる9つの種類のサービスのことでございまして、一番よく知られておるのが認知症高齢者グループホーム、認知症対応型共同生活介護と申すものでございます。そのほかに認知症対応型の通所介護でありますとか何種類かあるわけでございますが、今回上げさせていただいている補助金はそちらの認知症高齢者のグループホームの改修に係る事業補助金でございます。よろしく願いいたします。

川村委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡です。よろしく願いいたします。

ただいまの福祉総合ステーションの工事請負費のトイレの改修の件でございます。こちらのトイレにつきましては、ゆうあいステーションの西廊下、いわゆる一番1階の体育館の横ぐらにある、ここが一番利用頻度が高いところになるんですけども、こちらのほうの改修をさせていただくというところでございます。それと、ほか、トイレのほう、ゆうあいステーション6か所ほどございます。その中で今、洋式と和式が複合的に存在しておりまして、まず令和5年度から順次進めていけるものでしたら、和式も今まで使っておられる方もいらっしゃるかわかりませんので、その辺のバランスに配慮しながら順次、洋式化のほうに進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

川村委員長 坂本委員。

坂本委員 地域密着型サービス施設というのは認知症関連のグループホームに補助金を支給するものだということで、これから認知症を患う方が多くなるかというふうなことでありますので、これに力を入れようということで分かりました。

それと、トイレに関しましては、まだ和式もあるけれども徐々に洋式に変えていくというお話ですけども、小さいお子さんは和式ではなかなかできないということを聞いてますけども、お年寄りでも足腰が悪い方というのは和式というのはちょっと辛いものがあります。和式と様式が混在するという今の状況で、徐々に洋式に変えていくということで了解いたしました。

川村委員長 ほかに質疑は。

関連で、西川委員。

西川委員 地域密着型サービス、これグループホームの件なんですけども、まず今、第8期の介護保険事業の計画で令和5年度までで終わりで、次また令和6年度見直しになってくると思うんですけど、その中で今まで葛城市に同じような形のグループホーム、これ9人ですかね、今考えられているのは。それがどんだけあって、令和5年度にこんだけの施設数が要するという多分目標みたいなのが合ったと思うんですよ。そういうのがどういうふうな形で、足らんのか、まだもっと増やしていかなんのかというところを答えられますかね。ちょっと教えていただきたいです。

川村委員長 堀川課長。

堀川介護保険課長 介護保険課、堀川です。よろしく願いいたします。

市内での認知症高齢者のグループホームの設置数でございますが、まず1施設が1ユニッ

ト9人掛ける2ユニット、合計18人の施設が1つ。それから、もう1事業所が1ユニット9人の事業所が1つございます。先般、補正予算のほうでも明許繰越で上げさせていただきました施設につきましては更に1ユニット9人ということで、令和5年度の整備を進めておるところでございます。介護保険の事業計画の中では、令和5年度の目標値として一応37人ということですが、区域外指定といまして市外にあるグループホームの指定もできることから、大体充足しているというふうなことで考えております。

以上でございます。

川村委員長 西川委員。

西川委員 市外でも行かれる方もいるからということですね。37人というのは、葛城市としては今の中では足りてると。そやから全部で36人か、今言うたらね。そやけど市外に行かれてる方があるから、今のところ計画どおりはいつてますよということで理解したらいいですね。分かりました。

以上です。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉村委員。

吉村委員 それでは、民生費の1項社会福祉費に係る部分を3つお伺いいたします。

73ページなんですが、5目老人福祉費、18節負担金補助及び交付金のシルバー人材センター運営補助金というのなんですけれども、これは2分の1国庫補助でやってると思うんですが、昨日答弁でも高木の剪定が危ないので、やめてほかの予算に替えたという話を聞いたと思うんですが、登録者の高齢化によって恐らく請負率というのは減少しているかと思うんですけど、これについてどうお考えなのでしょうかとというのが1つ目です。

それから、同じく73ページです。報償費の敬老祝品です。令和4年度予算が156万3,000円に対して金額が若干増えてます。恐らく対象者が増えたためというふうにするんですけども、令和5年度の見込みについては人数等いかがでしょうかということと、それから76ページ、7目いきいきセンター管理運営費の14節工事請負費、予算書の概要では25ページなんですが、いきいきセンターの改修工事5億441万1,000円という分なんですけれども、これ数年前にお風呂のろ過装置、これレジオネラ菌の関係だと思うんですが、これが改修工事、恐らく600万円ぐらいでされてたというふうには、ちょっと金額はあやふやなんですけど、今回また改修するというので、ちょっと被ってたらもったいないなというふうに思いましたので、その当時の改修が無駄になるようなことはないのかどうか、この辺り確認いたします。

川村委員長 西川課長。

西川地域包括支援課長兼いきいきセンター所長 地域包括支援課、課長の西川でございます。

1点目のご質問なんですけども、シルバー人材センターにつきましては独立した公益社団法人でございます。おっしゃられるとおり、受注件数や収益の減少につきましては、顧客先組織の機能再編等による業務提携の中断や時短、またご承知のとおりコロナウイルス感染症による影響も要因と考えられますが、シルバー人材センターはご高齢の方が作業を行う特殊な

形態でございますので、安全確保が第一と考えております。そういった意味で、ご高齢者の方にリスクが高く難しいと考えられる行程の業務は派遣に至らない場合もあることは仕方ない部分もあるのかなと考えております。

2点目につきましては、敬老祝品ですね。こちらにつきましては、内容といたしましては88歳の米寿を迎えられた方に対しまして、ふれあい作業所で作成されているさをり織り、もう1点、100歳の方に対しましてお祝いといたしまして商品券をお配りしております。内容の金額の増加につきましては、委員おっしゃられるとおりの増加に伴うものでございまして、若干88歳と100歳で異なりまして、88歳の方につきましては令和4年度は192名で、令和5年度は188名、減少するというふうに予算ベースでは考えております。100歳の方につきましては、逆に令和4年度が15名に対しまして令和5年度は21名を予定しております。その分で金額が若干増えているということになっております。

3点目のいきいきセンターの工事につきまして、ろ過装置であるかと思えます。こちら、2019年、令和元年度にろ過装置の不具合によりまして入替えを行っておりますが、おっしゃられるとおりの647万9,000円を執行しております。そちらにつきましては、この工事の設計段階でも使えるものは使いましょうということでその前提で協議をいたしましたので、ご質問いただいておりますろ過装置はじめまして使えるものにつきましては、今回の大規模改修でも廃棄はせずに、できるだけ引き続き使うという方針で進めております。

以上です。

川村委員長 吉村委員。

吉村委員 まずシルバー人材センター、もうおっしゃるとおりですね。安全確保第一ということで、そういうことだということで理解をいたしました。

これ分かれればお教えいただきたいんですが、シルバー人材センターも長くやってると時代の流れというか、時の流れで仕事内容の変遷みたいなものがあるのかどうか。よく代表的なのが植木の剪定とかそういうふうなものがあるんですが、最近はこういうものが増えてきてるとか、そういうふうなものがあれば、また教えていただけたらというふうに思います。

それからあと、敬老祝品につきましては承知いたしました。これ、結構何か声をたまに聞くことがあるんです。もっと張り込んだらええのにというふうなことをおっしゃる方もおられます。喜ばれる事業ですので、引き続きまた工夫等をしていただけたらありがたいなというふうに思います。

それからあと、いきいきセンター改修につきましては、ちゃんと無駄にならないようにきちっと考えて、使えるものは使うというふうなことでやってくださるということで、承知いたしました。

それで、いきいきセンターというのは、2つ目の質問なんですが、指定避難所ということになってると思うんですが、今回改修をすることによって、この指定避難所としての機能は強化はされてるんでしょうか。その辺り伺います。

川村委員長 西川課長。

西川地域包括支援課長兼いきいきセンター所長 いきいきセンター所長の西川でございます。

いきいきセンターの指定避難所の強化ということによろしいかと思えます。そちらにつきましては、もちろんですけども、段差の解消等によりまして今現在、和室の部分と通路とで段差がございまして、それで使える部分が少のうございまして。そちら段差を解消することでフロア面積が広がること、またコージェネレーションの導入によりまして電力系統が2つに分かれますので、通常の電気が停電した場合でもまたコージェネレーションのほうが生きているということで電気が供給されること、断水をしなないという前提なんですけども、コージェネレーションを使ってお風呂の利用が災害時でも使えるということで、十分強化されているかと思えます。

以上です。

吉村委員 あと、シルバー人材センターの請け負う仕事の……。

川村委員長 西川課長。

西川地域包括支援課長兼いきいきセンター所長 申し訳ございません。シルバー人材センターの業務の遷移と申しますか、そういったことかと思うんですけども、私もそんなに歴史を知ってるわけではないんですけども、もともと剪定と、あとふすまの張替え、あとご自宅の中の耐震補強と申しますか、箆笥の上につかえ棒を付けたりとか、そういうことをされてたように伺っております。ただ、このコロナ禍で、中に入ってするそういう作業はちょっと中断しております。現在、剪定、あるいはお庭の掃除、そういった外の業務に限らせてもうてるといふように伺っております。

以上です。

川村委員長 吉村委員。

吉村委員 やっぱりコロナ禍の影響ということで、シルバー人材センターの仕事が外のほうになっているということは承知いたしました。

それからあと、今し方おっしゃった、この段差の解消でフロア面積が広がってるという、これはいいことだなというふうに思います。

それからあと、コージェネレーションのほうで電気がずっと供給されるということと、それから水道が止まらなければということだったんですが、例えばこのいきいきセンター、お風呂用にタンクが物すごく大きいので、例えばお風呂を使わないことによって万が一のときには水を供給したりとか、そういうふうな使い方もできるかなというふうに思いました。多分、昨年、答弁なんですけど、市長が、熱源を用いたゼロカーボンシティ対策というふうなこともおっしゃってましたので、そういうことも念頭に置いた改修だったんじゃないかなというふうに理解いたしました。

以上です。

川村委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 いきいきセンター改修の件なんですけども、5億1,000万何がしなんですけど、何されるかもちょっと詳しくというか、何をされるか、今ぼこぼことコージェネレーションがどうか出てきたんですけども、まずこの5億円というお金を使いましていきいきセンターのどういった改修をするというのをまず聞かないと、何かあとでコージェネレーションとか、

広くなりますじゃなくて、大きい意味でこの改修工事はどういう工事なんか説明いただいてよろしいですか。

川村委員長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。よろしくお願いいたします。

まず、いきいきセンターの改修工事、昨年予算化させていただいて設計のほうさせていただいたところでございます。今現在、その設計図面の平面図をお持ちさせていただいてるんですが、委員長、皆様にお配り、まだ入札しておりませんのであとでまた回収は必要かと思えますが、皆様にお配りして見ていただいてよろしいでしょうか。その上で説明のほうをさせていただきたいなと思うんですが。

川村委員長 委員の皆さん、どうですか。では、お配りいただきたいと思えます。

(資料配付)

森井保健福祉部長 よろしいでしょうか。皆様、お手元に届きましたでしょうか。

川村委員長 資料そろってますか。では、よろしくお願いいたします。

森井保健福祉部長 ありがとうございます。ただいまお配りさせていただきましたのは、平面図の1階と2階の新旧の表でございます。ただ、先ほどからご質問いただいている機器、コージェネレーションとかはさすがにここに載りません。口頭でご説明させていただきますが、今回大規模の改修ということで考えておりますのは、屋根、そして壁、それとその部分に載らない部分で言うと空調、そして熱源になります。それとは別に、この図面の部分で記載されている形になっております。詳しくは課長のほうから説明させていただきます。

川村委員長 西川課長。

西川地域包括支援課長兼いきいきセンター所長 いきいきセンター所長の西川でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、お渡しさせていただきました図面に沿ってご説明いたします。まず1枚目が改修後の1階フロアの平面図になってございます。2枚目が1階フロアの現在の平面図になっております。1枚目をご覧いただきまして、建物の右上、赤色でちょこちょこ書いてるところがあると思うんですけども、こちら玄関周りになりまして、玄関周りの外部の段差解消を行います。見ていただいたら分かりますように、車寄せといいますか、巡回バスをここに寄せれるようにいたします。高さを全体的に上げますので、浸水対策にもつながると聞いております。

内部のほうになりましたら、建物の右側のほう、こちらトイレになっておりますが、既存のものより面積を広げまして段差を解消いたします。先ほどまた別の話でもありましたように、こちらは洋式化を全て行います。ウォシュレットも付けます。お年寄りの方が使いやすいように改修します。建物の中央辺り、真ん中です。こちらのほうは今現在大きな畳敷きの大広間のような娯楽室という部屋になっておりますけども、こちらを先ほど言いましたように洋室化いたしまして、その周りぐるっと囲んでおります今現在通路になってる部分とフラット化しまして段差を解消いたします。この娯楽室の上部に当たります健康相談室や保健資料室も今現在は和室なんですけども、これも洋室化いたします。建物左側に移りまして、こ

ちらはお風呂、浴室でございますが、こちら基本形状は変えずに今現在、実際の岩とかそういうものが入っておりますので、その辺を撤去いたしまして、安全面や利便性を考慮しリニューアルいたします。1階の内部につきましては、以上になっております。

3枚目、4枚目が2階の新旧でございます。2階につきましても、図面の右側にトイレがあるかと思えますけども、こちらスペースを広げまして洋式化いたします。2階のちょうど真ん中辺りの和室も、これも洋室化いたします。1階、2階に共通して言えますことは、サッシを交換いたしまして断熱効果を高めます。先ほど部長が申しあげましたように、平面図に掲載がない部分といたしましては、雨漏りがしている屋根のふき替え、足場をその際組みますので、外壁の補修、あるいは塗装、コージェネレーションを導入いたします。全体的にまた見ていただいたら分かると思うんですけども、リニューアル、オールニューといったものではございません。館内の配置も大きく変わることはございません。今あるものを生かしつつ必要なものを現代化しまして、使い勝手のよい安全面を考慮した全面改修という形になっております。

以上、簡単ではございますが、説明になります。

杉本副委員長 僕はいいです。

川村委員長 この図面に関しても、もう関係ない、いいですか。このことについてはよろしいですね。関連いいですね。

杉本副委員長 いいです。

川村委員長 それでは、次の質疑。

奥本委員。

奥本委員 ただいまのこの関連が1つと、もう1件やります。

まずこのいきいきセンターのことなんですけども、葛城市では公共施設を維持するに当たって、市長は以前のこの予算特別委員会のところで、この施設が必要だということで、それはそれでいいんですけども、いつまでこの補修を繰り返していくのか。特にこのいきいきセンターに関しては、結構な今回大きな金額が入ってます。この見通しというのはどうですか。何年後にこういう補修が来るというのはある程度予測されてるんでしょうかね。もうこれが際限なくいくのであれば、どこかの段階で新たに建て直すという選択肢もありうるのかなと思うんですが、そういう見通しを立てていらっしゃるんかというのをまずお聞きします。これがまず1つです。

もう1点、これはもう私、厚生文教常任委員会の委員長だからもう聞かんとあかんのかなということで質問させていただきます。74ページ、扶助費の敬老年金のことです。もう毎度これ話には出てるんですけども、これを今後、先行きどう考えていらっしゃるんか。昨年度、厚生文教常任委員会の調査案件として一時調査を開始したんですけども、最終的には新たな動きはないということで、もう調査案件から外した経緯がございます。これ2035年には高齢者の人口がピークになると言われておりまして、昨年度のお答えの試算で令和17年、要するに2035年のピークでは、この敬老年金が1億5,000万円になるんですよ。この数というのが果たしてこのままずっと続けていくんかどうか、いずれはその2030年ピークでそこか

ら減っていくんですけども、これもそこまではもうずっとこのままいくんかどうか、どうお考えなんかというところをお聞きしたいと思います。

川村委員長 西川課長。

西川地域包括支援課長兼いきいきセンター所長 地域包括支援課の西川でございます。

1点目のご質問ですが、いきいきセンターの改修を段取り付けてやっているかというお話かと思うんですけども、これまでご承知のとおり、小規模な改修を繰り返してやってきていると思います。先ほど吉村委員のほうからもご質問あったように、少し高いろ過装置の入替えとかそういったものもあったかと思うんですけども、今回の大規模改修につきましては見た目は大きく配置は変わらないんですけども、ほとんどのそういう基幹部分は今回の工事に入れ替える運びになります。それにつきまして設計業者としての話では、今後20年は耐久できるであろうということで見込んでおります。細かい修繕は今後も出る可能性はゼロとは言いませんけども、これまでのようにちょこちょこ改修を繰り返すといったことはないと考えておりますので、その辺はご理解いただけたらと思います。

2点目の敬老年金につきましては、おっしゃられるとおり、今後、高齢者の増加に伴って金額も増えてくるであろうというのは事務方としても見込んでおるところでございます。早いところでは令和8年度には予算ベースで1億円を超える可能性があるというのも見込んでおります。私たちとしましては、実際そのお配りいただいている民生委員、あるいは民生委員がご都合悪いときは僕ら職員が直接手渡しでお渡しはするんですけども、全く悪いものでもございませんでして、喜んで受け取っておられる方もたくさんいらっしゃいます。お礼もたくさんいただいております。その辺をバランスを取りながら、また事務方としましては現況を常に注視しまして判断していきたい、このように思っております。

以上です。

川村委員長 奥本委員。

奥本委員 まずそのいきいきセンター、今後20年は大改修はないと、細かなのはあったとしてもそれでいけるだろうということですけど、その20年以降というのもどうかということも踏まえて聞きたかったんですけども、要は何が言いたいかです。葛城市は今、全国で自治体における施設の老朽化が問題となっておって、それをどうしていくか。ここに来て新たな国の指針というのが、これを重視しなさいよというのが1つあるんです。財政指標の中で資産老朽化比率という考え方なんです。葛城市では、この資産老朽化比率がこの話に上がってくるのは水道関係だけなんです。ところが、一般の施設についても、その施設の老朽化をずっとある程度、この資産老朽化比率というのを細かく分析して、施設の中でも全体じゃなくて個々に、壁やったら壁、天井やったら天井でもいいんですけども、それをずっと踏まえた上で、最終的に何年まで修繕して使っていく、ここで建て替えるとかいうことを考えていかないと、使うのはもういいんですけども、壊れたからここ修繕する修繕すると際限なくやっていくと、最終これどこで区切るんかということになってしまうんです。修理したからこれまた何年持つねんと、それが延びてしまうと、またそのほかのところが悪いところが出てくるんですよ。だから、そこのところはある程度長期的な見通しで、FMにも関係するところですけど

も、資産老朽化比率という考え方を入れていかないとちょっと負担が増えていくような気がするんです。まずその資産老朽化比率についてどうお考えかというのを、続けてお伺いしたいと思います。

それと敬老年金なんですけども、おっしゃってることは分かります。これがやっぱり過去にこの予算特別委員会ないし厚生文教常任委員会でも話ありましたけども、過去のところで過去の葛城市をつくってこられた方に対する敬意をというのは分かるんですけども、一方でそれを支えてる年齢があるのは当然なんです。これ比較をこの場に出すのはちょっと意味合いが違うんですけども、この辺は皆さんご存じですけども、社会福祉関係のところでは現役世代が何人の高齢者支えてるか。要するに1人の高齢者を現役世代何人が支えてるか。今、高齢者1人に対して、この場合の高齢者は65歳以上という定義ですね、国が言うには。それが今現状、14歳から64歳までの現役世代が約2.2人ぐらいで支えてる。これが平成67年という国の見通しでは1.3人になります。ちなみに国の資料でいくと、葛城市が合併した当初、この比率というのがどうか。平成17年のときは3.3人で1人の高齢者を支えていたんです。それだけやっぱり現役世代の数が多かったんですね。これが一律、イコールこの年金に同じように考えられないのは分かるんですけども、ただ国の場合の年金政策、この場合はマクロ経済スライドという形で年金の支給額あるいは負担額を見直すという制度があって年金運用されております。葛城市はそういうところがなくてどんどん増えていってる状況で、やはりそこを支えてる現役世代の負担が増えているのは間違いないので、そこのところは本当にどうかで考えていかないと本当に負担のしわ寄せというか、これが年金という形で支給されてるので、負担と我々分からないんです、一般財源入ったところから出てるんで。ただ、やっぱり受益者負担というか、税の公平性と考えたときにこれでいいんかという考えは残りますので、これはもう厚生文教常任委員会のほうでも議論されてることでですけども、その辺の方向性を本当にどう考えてらっしゃるかを知りたいところなんです。今なかなか答えられないことだと思うんですけども、とにかくどこかで何らかの方向性を示していただけたらと思いますので、もうここでは出ないのは分かっていますからこれで結構です。それだけは言っておきます。

最初の1点だけ、答弁を。

川村委員長 広範囲にわたることなので、市長か副市長に、今回、福祉施設についてだけでも答えていただけますか。全体的話はあれかもわからないんですが、市長、副市長もいらっしゃるので、もしそういったことについての答弁があれば。

溝尾副市長。

溝尾副市長 総合管理計画の中にあつたかどうかというのは記憶はしてないんですけども、まず資産老朽化比率はもちろん参考にすべきだとは思いますが、こういう福祉施設については、まず存続するのかわるのかというのが、どちらにするのかというのを考えないといけないと思っております。我々、福祉の助けが必要な方というのに対しては身近なところに施設が必要であるだろうという考え方の下、今回、施設として継続する必要があるだろうと判断してやらせていただいております。その上で、建て替えをするのか改修をするのかとい

う判断になった上で、今回、財源のほうはかなり有利な起債を使っておりまして、大体実質負担は3割ぐらいで改修ができ、20年間おおよそ躯体としては持つだろうということで、それであればかなりむしろ有利なんじゃないかという判断をさせていただいて、このような判断に至ったという状況でございます。

川村委員長 奥本委員。

奥本委員 私は、その必要か必要でないかというんじゃないくて、これはもう必要だということは認めてるので、そこは若干違うかなと思うんで。必要であれば、長期間にわたってそれを維持するための費用として見た場合に、補修していくのがいいのか、どこかの段階で建て替えたほうがいいのか、それを1つ判断する指標として資産老朽化比率という指標があるという、それは国もそういうことを検討段階でそれを考えなさいと言ってるので、今後そういう形、いろんな施設の維持に関して1つの判断の根拠になると思いますので、そういう考え方を盛り込んでいただきたいということでお願いで終わっておきます。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 ちょっと私も関連なんですけれども、いきいきセンターの改修、これから予算が通ればというんですけれども、改修期間は大体どの程度見込んでおられるのか。よく利用されておられますので、非常に皆さん関心がおありなので、その点をお聞きしておきます。

それから、シルバー人材センターの予算について、令和4年度と変わってないんですけれども、これについては議会でもインボイスの問題で意見書を上げさせていただきました。この運営がどうなるのかなというのを懸念しておりますが、その点についてどのようにお考えになっているのか。やはりこれは高齢者の生きがいということで、これだけの費用を市も出して運営を支えてるわけですので、そこを守っていくためどうお考えになってるのかということについて、この2つお伺いします。

川村委員長 西川課長。

西川地域包括支援課長兼いきいきセンター所長 地域包括支援課の西川でございます。よろしく願いいたします。

いきいきセンターのスケジュールなんですけれども、この3月議会でご審議いただきまして予算化されたと仮定しましたら、その後、一般競争入札を行い、6月議会で議決をいただく予定をしております。7月中には早速工事に取りかかりまして、令和6年の春、3月末竣工を予定しております。

次に、2点目のシルバー人材センターの補助金につきましてなんですけれども、こちらの20万円を、令和4年度に比べて令和5年度は20万円増額しております。こちらにつきましては、シルバー人材センターの方と協議いたしまして、まさに今委員がおっしゃられたインボイスの対応をしたいかなということも含めまして20万円の増額をしておりますので、よろしく願いいたします。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。20万円で済むわけですね。僕、あまり変わってなかったから、

もうちょっとたくさん要るのかなと思ってたので、ありがとうございます。

それから、いきいきセンターのほう重ねて質問なんですけど、非常にとりわけお風呂は非常によく利用されてるんですね、近隣の方々含めて。7月中から工事を始めて3月末まで、これはお風呂とか全然全く使えなくなるのか、この点だけ確認させてください。

川村委員長 西川課長。

西川地域包括支援課長兼いきいきセンター所長 委員おっしゃられるとおり、工事期間中は閉館いたしますので利用は中止というか、できません。

以上です。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。いきいきセンターにつきましては、先ほど副市長からありましたように、指定避難所になっていることもあって緊急防災・減災事業債ということで利用していただいて、非常に安くまたいいものができることは非常に喜んでおるんですが、その期間ちょっと利便性に欠けるということにつきましては、またいろいろ考えなあかんかなというふうに私は思います。

以上です。ありがとうございました。

川村委員長 ちょっとピッチ上げていきましょうか。ほかに質疑はありませんでしょうか。

吉村委員。

吉村委員 では、最後の私のほうは、81ページ、2項児童福祉費、2目児童措置費の保育所等整備事業についてお伺いをいたします。まず、この事業の内容についてお伺いをいたします。

それから83ページなんですけど、児童福祉費、3目保育所費、12節の委託料です。これは一昨日の補正予算でも伺ったんですけど、保育士派遣業務委託料ということで、令和5年度分の保育士派遣業務委託分として去年12月の補正予算で債務負担行為限度額を4,971万8,000円にされたかと思うんですけども、令和5年度の当初予算は2,983万1,000円に収まっているということなんです。この内容について、ちょっとお伺いをしたいと思います。

川村委員長 中井課長。

中井こども未来課長 こども未来課の中井でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、保育所等整備補助金につきましてご説明させていただきます。こちらのほうは先日、予算特別委員会の際に少しお話をさせていただいておりました、當麻小学校区に建設予定であります私立の認定こども園の建設に係ります施設整備の実施に要します経費に充てるための補助金となっております。

もう一つ、保育士の派遣業務委託料につきましてでございます。こちらのほうも先ほど言っておりましたように、12月議会で債務負担行為を上げさせていただきました保育士の派遣業務委託料となります。今回、当初予算におきましては、内容といたしまして、6人分を想定いたしまして、上げさせていただいております。債務負担行為では10人ということで債務負担の限度額として上げさせていただいておりますが、当初まず現実的な人数ということで6人から予算のほうを取っていただきまして、今後採用が増えていくというところが見込めましたところで再度お願ひをする予定でございます。お願ひします。

川村委員長 吉村委員。

吉村委員 まず1つ目です。當麻の私立保育園は承知いたしました。課としましては、これまで待機児童対策、それから保育所施設の老朽化対策として小規模保育所の誘致や、あと磐城小学校附属幼稚園の認定こども園化など結構スピード感を持ってやってこられたなというふうに私は理解しておるんですが、今ご答弁ありました私立の保育園の完成、保育園かあるいは認定こども園か、その完成は結局市内に合計でどれだけの施設としてのキャパシティを確保できる予定かということ、どれぐらい人数を入れられるかということです。2号認定とか、あるいはもう3号認定、この内訳についても教えていただけたらというふうに思います。

それから、保育士派遣業務委託料について、まず6名分からスタートということで承知いたしました。

ちょっと話は変わるんですが、前に恐らく谷原委員もおっしゃっていたことだと思うんですけども、現在のところ、政令市かあるいはせいぜい中核市以上が実施主体となっている制度で、例えば保育士の勉強をしている学生に毎月学費などを貸し出しますよと。そして卒業後一定期間保育所で勤務すれば返済免除の特例を受けられるという制度があったというふうなことで質問もされたかと思うんですが、これにつきましてはこども未来創造部で研究とかされてるんでしょうか。それをお伺いいたします。

川村委員長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 こども未来創造部の井上でございます。

私のほうから、まず1点目でございます。1点目のせいか保育園に来ていただいた後、葛城市の中でどれだけの保育キャパシティを確保できるか、そして2号と3号というところもお問いただきましたので、そちらの増加分についてもご説明させていただきたいと思えます。

まず、今までの私どもの施設は、市内に公立3保育所、私立が3保育園ございました。それぞれ公立は90人の保育所が2つ、磐城第1保育所と當麻第1保育所です。そして、200人の保育所が1つ、磐城第2保育所でございます。そちらに華表保育園200人、浄正院保育園150人、そしてはじかみ保育園120人という状況でございました。今回私どもが計画しております民間も全て含めると、合計で850人が1,080人となりまして230人の増加となります。こちらの増加分の230人の内訳でございます。保育所には3歳から5歳の保育を必要とする2号認定のお子さんと、そして0歳から2歳の保育を必要とする3号認定のお子さんが通われます。2号認定230人のうち136人分です。そして、3号認定は94人分です。合わせまして230人という形になります。こちらにつきましては、磐城第1保育所が磐城認定こども園に吸収移行、これはもう来年の4月からですが、こちらで85人増えます。そして當麻第1保育所が90人ですが、そちらが仮称ではありますが、當麻せいかこども園になりますと保育の部分が150人ですので、60人の増加です。そして奈良文化幼稚園におきましても令和5年4月から、こちらの保育認定の部分で54人増やされます。そして、小規模保育所はもう既に2か所誘致しておりますので、19人×2か所ということで38人でございます。あと浄正院保育園がこの4月から150人から170人に20人の増加を定員の変更されておりますので、

そういったところを全部含めまして先ほど申しました230人となるところでございます。

川村委員長 中井課長。

中井こども未来課長 こども未来課の中井でございます。

2つ目のお問いは、保育士への学費の免除の制度でよろしかったでしょうか。こちらのほうですけれども、今回その学費の免除につきましては、現在、実施主体が先ほど言っていたきましたように県のほうでやっておられる事業がありますので、そちらのほうで補助のほうはもし必要があればお願いをさせていただきたいと思っております。それ以外に、補助の保育士であったり私立の保育園につきましては、それ以外の補助で今までの分と今後また新しいものをということで付け加えてやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

川村委員長 吉村委員。

吉村委員 今、井上部長のご答弁で230人増えるということですね。そうすれば今、市外に行っておられる方とか、それから今、家がどんどん増えてますので、その分についても施設のキャパシティとしては十分余裕を持ってというふうなご答弁であったかなと思います。

それからあと、そうなんですけども、今度は中の保育士の確保ということがすごく大事だというふうなことです。先ほどちょっと伺った件で、今、県がやっている事業であるというふうなことをご答弁いただきましたけれども、この保育士派遣業務委託料もこれも単費でやっているとします。今度、新年度で単費でやられるという事業でございまして、これはもう何とかして人材を確保しなきゃいかんという強い意志でやっておられると思うんです。人材確保につきましては私立も大変苦慮されているという施設が多いと思いますので、葛城市というのはそれは小規模な自治体ではあるんです。県とか政令市に比べて、中核市に比べてもそうなんですけれども、人材確保のための、これに限らず独自の制度というものが工夫できないかどうかというものもぜひ研究、検討いただきたいと思ひます。

以上です。

川村委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 これだけは聞いとかなあかんで、簡単に予算案の概要の26ページの新規事業の保育士宿舎借上支援事業補助金とその下の保育士雇用安定化補助金、新規の分なんですけど、これ昔から僕が言うてて、大阪府の保育士とかはこういう優遇されてますけどどうですかというお話をさせてもらって、その保育士不足解消のために近隣の自治体がやられて、葛城市もやっていきましょうという話でやっていただいたと思うんです。ありがとうございます、これは。喜びの電話がかかってくるのが目に見えております、僕は。ただ、これがどういったものなのかというのは書いてないんです。この場でどういったものなのかというのを、一旦この宿舎のほうとこの下の補助金のほうと説明いただきたいのと、あともう一つその保育士派遣業務委託料のところの、先ほどまずは6人分とおっしゃったんですけども、まずとかじゃなくて、待機児童を対策するためには何人が本来は要るのかお聞かせ願ひたいなと思ひます。

川村委員長 中井課長。

中井こども未来課長 こども未来課の中井でございます。

まず最初の補助金のことについてご説明させていただきます。まず保育士の宿舎借上の支援事業補助金につきましては、こちらは国の保育対策総合支援事業費補助金を活用いたしまして、令和5年度から保育士確保対策と、さっき言っていただきましたものとしまして保育所の、これは事業者が保育士用の宿舎を借り上げるための費用を助成するものとなります。こちらは補助割合といたしましては、国が2分の1、市が4分の1、利用者が4分の1となっておりますので、上限が月8万2,000円となっておりますので、申請がありました折には補助のほうを作業してまいりたいと思っております。今、想定といたしましては、1園当たりまず3人というところを見計らって、3人の3園掛ける12月というところの上限額いっぱいまでを予算のほうでお願いしております。

続きまして、保育士雇用安定化補助金といたしまして、各市内の私立保育園からも要望のありました件になるんですけれども、新規保育士の確保であったり、現在働いておられる保育士の雇用を継続させるためというところで、保育人材の充実を図るための補助金といたしております。こちらのほうの対象者といたしましては、まず雇用期間に定めのない職員で月20日以上、1日8時間以上の勤務の方を今のところ想定しております。期限のほうも一旦2年という期限をもって考えております。

派遣の委託のほうです。12月の補正のときに債務負担行為のときにご説明させていただきました数字になるんですけれども、この時点で派遣の保育士10人を確保できれば待機のほうが消滅できるという予定で考えております。

よろしく申し上げます。

川村委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 そうなんです。派遣のほうはそれぐらいやのに、まずは6人という、できるからいいんですけど、引き続きその辺は、ここは何とかなれば待機児童が何とかなるところまで来てるので、ほかの業者を見に行ったり、引き続き違う方法でお願いしときます。

あと、僕、聞き漏らしてるか分かりませんが、保育士に何をしますか。8時間、20日以上の方に何をしますかというところなんです。そこだけ。

川村委員長 中井課長。

中井こども未来課長 こども未来課の中井でございます。

毎月1人当たり2万円のお金を補助させていただく予定でおります。

よろしく申し上げます。

川村委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 もう最後にしときます。これで取りあえず他市からも他県からも、宿舎もあるし給料もその周りの方と比べても遜色ないようにできましたよという状態なんですけど、そればかり上がっていてもあれなので、自力とか地肩をつくっていただいて、今、2年とおっしゃったんですけど、2年後また改めて周りの状況とか見て考えるというイメージでよろしいんですかね。今の2年というのは、2年後にはまたこれなくなるかも続けるかもみたいな感じですよ。聞いたほうがいいのかな、答えられるんやったら。僕、一方的にしゃべり

ますけど、僕はそう捉えたんですけども、近隣市のところもちゃんと比較していただいて、保育士不足というのはもう年々言ってることなので、できるだけ先立って無理のないようによろしくお願ひしときます。

川村委員長 それ以降のことはちょっと答弁できない状況ですね。

ほかに質疑はありませんか。

西川委員。

西川委員 私からまた77ページの3款民生費で1項8目12節、またこれゆうあいステーションの指定管理委託料なんですけど、概要書のほうが見やすいですね。概要書の25ページなんですけど、これ令和4年度の補正でも上がってたんですけど、指定管理委託料なんですけど、令和4年度7,144万9,000円から今度1億1,473万8,000円という形で、4,328万9,000円というかなりの高額な委託料が増額されてるところなんですけど、令和4年度補正予算やったら2,800万円増額されてたと思うんですけど、これのまた理由を教えてください。

ほんでまたその次の、これは予算書78ページの3款1項8目18節社会福祉協議会補助金、これも概要書25ページなんですけど、これは令和4年度は補助金3,000万円あったのを2,500万円に令和5年度は下げられてるんですね。これの理由を教えてくださいのと、あと最後、86ページの3款2項4目14節工事請負費、これ自園調理をされるということで、概要書で言うたら28ページですね。こども園で自園調理を行い、より安全な給食を提供できるよう、調理室を整備する。2億3,562万9,000円、令和5年度当初予算で付けられております。これのどんな規模とかでやられるのか、その工事内容を教えてくださいと思います。

川村委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの福祉総合ステーションの指定管理委託料でございます。こちらのほうは先日の補正予算の中で2,800万円の増額をさせていただいたところでございます。今回の増額の理由につきましても、まさにこの光熱費の物価高騰というところで計算式に基づいて算出した結果、これだけの増額になったというところでございます。

あと、社会福祉協議会補助金の減額の理由でございます。社会福祉協議会補助金、これは指定管理料も一緒なんですけども、もし最終的に清算といいますか、計算後に余った分というのは戻入れしていただくような形になっております。ここ数年の決算ベースで考えますと大体2,500万円程度、予算は当然そうなんですけども、昨年度に関しましてもそれぐらいになってるところも含めまして、この指定管理委託料と補助金、内容的に性質は異なるものがございますけども、社会福祉協議会運営全般として一体的に考えなければならぬのかなというところもございます。コロナ以降の厳しい状況も踏まえた中で、補助金に関しましては、500万円、今回減額させていただいたというところでございます。

以上でございます。

川村委員長 中井課長。

中井こども未来課長 こども未来課の中井でございます。

先ほど言っていましたように、こちらのほう、今現在の磐城認定こども園におきまして、令和6年度から0歳からの受入れのための自園で調理をする必要がございますので、そちらのほうの調理室の建設の工事費となっております。今、全て何もない状態ですので、一から建てることになりまして、建築工事、電気設備工事、機械設備工事等々全てにおいての予算の計上となっております。中には備付けの分の厨房機器とか、あと高圧電力のほうに変換するためのキュービクル施設も必要となりますので、そちらのほうの費用も入っております。

よろしく申し上げます。

川村委員長 中井課長。

中井こども未来課長 今回、まだ資料のほうといたしまして、平面図等々は用意はしたんですけれども、もしそちらのほうでご説明させていただければと思うんですけれども。

川村委員長 規模と何食分作るかとかそういったものを、先にその図面を配ってからまた一緒に説明していただけますか。図面があるんですね。では、配ってください。

(資料配付)

川村委員長 よろしいですか。説明していただいてよろしいですか。

中井こども未来課長 レジユメのほうに、どの場所に建設するかという予定のほうを赤色で示させてもらっております。右側が園舎になります。今回もう外のほうに、園庭の一番端のほうに建設を予定しておりますのがこちらの建物の予定図になっております。まず予定食数といたしましては、園児と先生の分合わせまして300食程度の食事を作るという予定で考えております。

2ページ目のほうが平面図になります。こちらのほうは、それぞれ必要な場所に必要な設備を置きまして、保健所等とも確認をしながら、衛生面にも問題がないかということも確認した上での配置となっております。

3枚目のほうは上から見た図です。こちらのほうはキュービクルを置きますので、そちらを置くという場所を示しております。

続きまして、後ろから2枚目につきましては、西側と東側から横から見た図になります。

最後に、北側と南側から見た図の立面図のほうを示させていただいております。

今回はもう一から全ての建設になりますので、費用のほうはこちらになるんですけれども、よろしく願いいたします。

川村委員長 ただいま資料を配っていただきましたけれども、西川委員が質問されてるので、西川委員、この件について。また関連で聞かせていただきますが、まず質疑してください。

西川委員。

西川委員 まず、指定管理委託料の件なんですけど、かなりの高額な金額がまた上がっていると。光熱費が上がってんのはそれは分かるんですけど、言うてるように、協議してほんと上げれるとかいうことというのを、社会福祉協議会が僕、どういう組織になってんのかというのが全然分からないんですけど、そういうのは、市長が今トップなんですかね、理事長のたしか会長か何かでしょう。そやから、ほんまにこんなんほんと予算だけ見たら上がってきて、誤解さ

れるような感じに見えちゃうんですよね、やっぱりどうしても。そやから、ちゃんとかういう取決めを協定で、ちょっと補正のときにも言うてたけど、そういうふうに決めといたほうが、性質が違うというのはもちろん理解もしてるんですけど、こうやってまた今度4,300万円ぽんと、結局守られてるといふか、ほとんどこんな指定管理せんでも市でやってもええん違ふのとか思ってしまったたりもするわけです。その辺というのを、何かちゃんと決めといたほうがいいんじゃないかなという、これも市長に1回また、これ市長のほうから1回話ししてもらえたら僕もすっとすると思うので、よろしくをお願いします。

社会福祉協議会補助金については、ずっと年度年度で見て来られて、余ってたからそんだけ多く今まで予算つけてたけど減らしていくと。これもちょっとごっちゃになっちゃうかなと、指定管理料の委託料とこの補助金とどういふふうな形でされてんのかというの僕らも分からへんで、そこの辺の中というのが。まあ減ったんでしょねというところですね、これは。そやからまず1個、市長のほうにお聞かせ願いたいというのがあります。

それと、この認定こども園の自園調理なんですけど、これ僕、見てびっくりしたんです。というのが、施設の園の中に造る思うてたんですわ、僕は。前に設計を出されたときに。というか、設計料、令和4年度で311万5,000円、これそんな規模の設計料でできたんかなと。はっきり言うて、これね。構造計算要りますよね、鉄骨やしね。そんな金額で、僕はもうてっきりこの中で改装されてそこに自園調理をされる、改修されるというようなことで出てくるんかなと思ったら、これ園庭も潰して、それは基準内やからええんか知りませんが、その平米数の1.98でしたか何か忘れましたが、子どもらに対しての園庭の面積が決まりますやんか。それも潰して、もともとから言うたら、これ建てんのに小学校のグラウンドまで縮めとるわけですわ。またこうやってここに建てる。ほんで、これ2億3,500万円。ざっと面積で計算しても坪単価300万円ぐらいしてるんですよ。昨日も補正で出てきたけど、まず金額もこれ妥当なんかなというところがほんまにありますねん、2億3,500万円、こんだけかかるかなと。1億円の差金が出たら、そんだけの今回はこれ出えへんかもしれんけど、何かそんなふうに見えちゃうんですよね。これが急に何でこんな形で出てくんのかというのが僕は、急にというか、誰か厚生文教常任委員会で説明があったんですかね、ちょっと分からんけど。

(「議事進行。厚生文教常任委員会の内容に入っていませんか。」の声あり)

川村委員長 予算やから、予算の審査……。

(発言する者あり)

西川委員 そやから、厚生文教常任委員会の、取りあえずまず予算の話で言うと、こんだけもう金額ほんまにかかんのかというところですねやんか。内訳どうなってんのかなというところですよ。ほんま、それ聞きたい。

川村委員長 この予算に関しての内訳は言っていただきます。ただ、今、奥本厚生文教常任委員長が議事進行を言われたんですけど、これはもう予算審査ですから、この予算に関わる部分の質疑はしてくださっていいと思います。内容的な報告等はまたもちろん重なってしていただくことになると思いますが、今回は予算審査ですので、この予算に関わる内容、詳細は聞いて

いただいて結構ですので、今その質疑については許可させていただきたいと思います。奥本厚生文教常任委員長、よろしいですね。

そしたら、今言うてる予算の内容ですね。西川委員、そうですね。

ちょっと詳細、中井課長。

中井こども未来課長 こども未来課の中井でございます。

今年度、令和4年度で設計委託のほうをお願いいたしまして設計のほうをしていただいている分になります。内訳というのは、今いただいている建築工事で6,800万円程度、電気設備工事で2,680万円程度、機械設備工事で4,710万円程度、あと共通仮設費380万円程度、あとそれぞれの管理費といたしまして残額のほうは大体いただいているところでございます。

お願いします。

川村委員長 市長、答弁。先に社会福祉協議会やね。

阿古市長 社会福祉協議会の補正予算、ご審査いただきました二千数百万円の分でございますけども、そちらのほうは令和4年度につきましての電気代、光熱費が上がった分でございます。それで今回予算計上しております5,000万円ぐらいになるのかな、その部分につきましては年間分の光熱費が上がるという計算でございます。ですので、去年は当初から実は上がっていたわけではなくて、期中から電気代等が上がりましたので、ですのでその分の増額、それで今回の予算執行額というのは年間分の光熱費の増額分ということでございます。以上なんですけど、あと前回も実は社会福祉協議会の在り方についてはご意見いただいておりますので、検討は重ねてまいりたいと思います。過去において直営ではなく指定管理を選ばせていただいた、その経緯も含めまして、これからどうあるのかというのは常に検討はしていきたいと考えております。

以上でございます。

川村委員長 よろしいですか。

西川委員。

西川委員 分かりました。市長、答弁ありがとうございます、検討してただけて。光熱費が上がってそれはどうのこうのということじゃなくて、この予算書だけ見たら、こればんぱんすぐに上げれんのかというところが目についちゃうので、やっぱり何か協定、指定管理の委託契約みたいなんをされてるんやったら、そこに何かしらのことを書いとくという、甲乙協議の上というすぼんと上げれんねやったら、それちょっとおかしいん違うんかなというところがあります。それ、検討していただけたらなというところでございます。

あと、内訳をいただいているんですけど、6,800万円ですね。これ、もともとほんまにこうやって考えてたんかなというところなんですね、僕が言いたいのはね。ほんまに建築工事でこういうふうを考える、何かこれまた言うたらあれかもしれんけど、行き当たりばったりでこういうふうになったんと違うんかなというようなことが見えるんですね。そやから、この予算、ほんまにこれ適正なんかというところも分からへんねけど、内訳を教えてもらったんで取りあえずあれですけど、これに関しては僕何かいろいろ聞きたいこともありますので、取りあえず皆さん1回聞いてもらったらなと思いますので、もう一回。

川村委員長 そしたら関連聞きましょうか。

奥本委員。

奥本委員 ちょっとこの資料を私、初めて目にしてびっくりしてるんです。その辺はまた厚生文教常任委員会のほうの会議で検討の話が出るとお思いますので。まず私確認したいのは、今現状、我々が聞いてたところでは、中に調理室を設けるというところで、先ほど西川委員がちょっと触れられましたけど、調理室を設けてというところでそうかなと思ってたんですけども、これでいくと別棟で建てられると。言ってみれば、学校給食センターがあってこの施設が必要なんかというところになってしまうんです、そこまで行ってしまうと。そこはどう考え、どう切り分けされるんですかね。学校給食センターからの提供が難しいからこれを造るという意識なんですかね。なぜ難しかったかという理由だけ教えていただけますか。

川村委員長 中井課長。

中井こども未来課長 こども未来課の中井でございます。

保育所という性質上、0歳からの子どもをお受けする施設になります。となると離乳食から始まりますので、今の学校給食センターとはまた調理しているものが違ってくるところと、保育所というものは自園で調理するというところが必須になってきますので、同じ敷地内であれば自園と認めるということになっておりまして、今回こちらのほうに調理室の整備をさせていただくというところなんです。

よろしく申し上げます。

川村委員長 奥本委員。

奥本委員 離乳食ですね。そこまで私、考え至らんかったんですけど、言われてみればそうですね、調理室で最初対応するというふうな話があったような気がするんですけども、私も議事録をもう一回見直してみないと分かりませんが、それでも対応できないぐらいの量を受け入れるということでもいいんですか。答弁をお願いします。

川村委員長 中井課長。

中井こども未来課長 現在、先ほど申しましたように300食を想定しておりまして、今、こども園の建物の中でそれを考えますと、やはりどうしても場所がないということに至っておりますので、こちらのほうで整備をさせていただく予定でございます。

川村委員長 奥本委員。

奥本委員 もう言いっ放しですけど、そしたらあと学校給食センターを造るに当たっては、やはりアレルギーの対応とかいろんなすごい細かいことを結構時間かけて検討されたんですけども、これ実際、稼動が令和6年からですけども、1年あるのかな。1年でその辺のところは解消してもらえるというか、その問題を潰してもらえるということで理解しておきますので、よろしく申し上げます。

川村委員長 ほかに関連質問。

谷原委員。

谷原委員 関連でということをおっしゃったので手を挙げましたけど、この給食調理室を設けるについては、過去、私も一般質問いたしまして、保育所の場合は学校給食センターでは夏休みが

あったりとか、あるいは災害時に給食が提供できないと。保育はもう言ってみれば、日曜を除いてほぼ毎日、夏休みも含めて災害時も、ましてや学校が休校になっても保育所は開いてるわけですから、これではもうデリバリーになってしまう、全く対応できないということがありましたので、本来は保育所には自園調理が原則やということがありますので、それで造っていただいたという経過になっていると認識しております。ただ、本来、ここは幼稚園でしたし、幼稚園として改修しましたので、当然、給食室のスペースがなかったということで園庭に設けることになったということは、これは長期的な葛城市の保育計画が、私は本当に意見になりますからあれですけども、ちょっとどうだったかないうことはあろうかと思います。非常にスムーズには行ってないところがあるのかなと思うんですけども、だけど私は必要なものだと思っております。経過だけ誤解が、議会で、西川委員はまだ選挙以前にこの話が、議論があったことなので、当選されてここへ来られてから、建てるかどうかのこのと給食室のことについてはもう多分前提となってきたような話だったと思いますので。要はこの給食調理室を造ることについては議会の中でも議論してまいったことだと私は認識しておりますので、全く何もなくて造ろうということになったわけではありません。また、そもそも本当は園にするときに造っておけばよかったし、園として建築すればよかったんですけども、そもそも幼稚園の改修があるところから認定こども園になったというところで……。

川村委員長 今、議員間討議じゃないんで……。

谷原委員 そうですね、申し訳ないです。

川村委員長 理事者のほうに確認等をしていただけたらと思います。

谷原委員 分かりました。あと、予算ですので、入札時にまたこれは適正な価格になるようになるんだろうと思うんですけども、厨房の機器についてなんです。これについてかなり金額で入れるということですけども、質問なんですけども、磐城第1保育所と統合していくということになると思うんですが、磐城第1保育所には調理員がおられるわけですよ。この調理員が調理するに当たってのこの設計もそうですけども、実際に工事の具体的なところでどう関わっていかれるのか、これだけお聞きしたいんです。

川村委員長 中井課長。

中井こども未来課長 こども未来課の中井でございます。

今後、令和5年度から建設になるんですけども、今、栄養士が保育所のほうにおりまして、この栄養士ともこの中身を確認してもらいながらやるところです。もちろん調理員とも確認はして、今後は順番にやっていき、最後出来上がったときにはまた試運転等々になっていくかと思うんですけど、調理員、栄養士、また管理栄養士のほうと連携を取ってやっていきたいと思っております。

お願いします。

川村委員長 よろしいですか。

杉本副委員長。

杉本副委員長 必要な分で、ちょっとその経緯が分かんなくて、2つの保育所、向こうがこれからなくなっていくということで、こちらのほうにも保育を受けるという話で、最初の頃のお話で

は自園調理でできるみたいなことになったんですけど、0歳児からの申込みが多くなってきて、それだけでは賄えないから造ると。ずばっと言うと、人気が出てきたからもう間に合わんということですか、もともと計画はあったんですか、これ。それが僕らあんまり聞いてなかったの、そんな、造ったほうがええよという案ぐらいは出てたんですけど、造りましょうというのは僕はあんまり聞いてなかったような気がするんです。西川委員おっしゃるみたいに中に造るのかなと思ってたんですけども、まあまあ本格的に、これ。今ちょっと場所も、僕、記憶が定かではないですけど、ここに遊具ありませんか、今。この遊具も潰してという話なんですか。これ、ブランコか何かあるような気がするんですけど。答えてもうたらいいんですけども、その辺の配置もよく、この広さがあんまり分かんないんですけども。これで保育所の運動場が子どもたちにはどれぐらい狭くなんのかも分からないんですけど、ここに遊具があったような気がしたんですけども、その辺のあれと、先ほど聞いたどうい経緯なんか説明していただいたほうがいいかなと思います。

川村委員長 井上部長。

井上こども未来創造部長 まず最初にスロースタートをしておりますので、そのときにはたしか19人までですと自園調理という枠は除いていただけます。ただし保育所というのは、先ほど課長も説明しましたように0歳児からのお子さんを受け入れますので、自園調理が原則となっております。ですので、令和6年に向けて私どもは今年度は設計委託をして、来年度に調理棟を建設するというような話を今まで積み重ねてきておったところでございます。経緯としましたらそういう形になります。ですので、令和6年4月からは二百何十人のお子さんの受入れになりますので、先ほど申しました300食、先生の分と合わせて300食を作らなければいけませんし、また学校給食センターのほうがお休みといたしますか、夏休みとか学校のほうで給食がないときもございまして、今そういったところの部分を全部解消するための施設でございます。

以上でございます。

川村委員長 中井課長。

中井こども未来課長 こども未来課の中井でございます。

遊具の件につきましてはこの図面には載せてないんですけど、きっちり整理をしまして、必要な部分は園の先生とも相談しまして置ける部分に置く予定をしておりますので、願います。

川村委員長 というか、なくなった遊具の部分を言うたほうがいいんじゃないのかな。今ここにあった遊具は何と何がなくなるのかということをもっと言ってもらって……。

中井こども未来課長 今の時点でこの場所にあるのが、ブランコと鉄棒と滑り台でした。ブランコのほうは、もうこの折に完全撤去させてもらおうと思っております。それ以外のものについては先生と相談しまして配置を決めて、必要なものは設置していきたいと思っております。

川村委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 経緯は何かあんまりぴんと来ないですけど、そうやったかなと思いつつながら。これ、ここに造られて、もう1個気になるのは、これどうやって運ばはるんですか。グラウンドど真

ん中を突っ走っていくんですかね。ここのこの経路、それもしっかり考えなあかん。離れてるじゃないですか、若干。それをちょっと考えていただきたいのと、ブランコは僕も前からブランコは危ないよと言ってたから、これ狭くなったらブランコあったら余計に危ないなと思って聞いたんですけど、ブランコはもうないんですね、ほんなら。ほかの遊具に関しては、先生と相談して、どこに配置するかというのはまた後日教えていただけるということでよろしいですか。ほんなら、持って行く経路というか、方法をどういうふうに考えられてるのかだけお願いします。

川村委員長 中井課長。

中井こども未来課長 こども未来課の中井でございます。

言っていたように別棟になります。毎日のことになるんですけども、どうしても園庭を突っ切って車のようなものを動かすというのは、やはり子どもにとっては非常に何が起こるか分かりませんので危険だと判断しておりますので、本当に毎日のことですが、一度車で、今の園にもともと学校給食センターから来る配送車の入る場所がありますので、そちらのほうに一旦外に出まして運ばせていただくかと思っております。そのために、この設置する赤の部分のところからいわゆる荷物を出す扉を造りまして、今、学童保育所があるんですけど、学童保育所の駐車場のほうを抜けまして園のほうに回って毎日運ばせてもらおうと思ってます。

よろしく申し上げます。

川村委員長 内容は厚生文教常任委員会で言っていたほうがいいのかなと。予算に関わる部分だけをとってしたので、なるべく絞ってということで配慮させていただきたいと思っておりますので、そういった質疑はもうすみませんが。

西川委員。

西川委員 予算自体はもういいですよ、自園調理。僕、別に議員間討議するわけじゃないけど、経緯も全部知ってますし、要は僕が言いたいのは、予算これこれじゃあないじゃないですか。もうこういうふうに今、子どもら、今度絶対止めるわけには僕はいかへんと思ってます。ただ、要は前でも工事、これを認定こども園にするときに不落になって行き当たりばったりになってたわけです。結局不落になったんです、あれ。覚えてませんか。業者が決まらんかったんですよ、なかなか。決まらんかったんですよ、1回調べてもろたらいいんですけど。それで結局こういう形で後づけ後づけになってきて、ほんでこれまた建物を造る。僕はほんまに中で造られるからと思ってたわけです。自園調理という、自園やから園の中で。これ、言うたら外へ出ますから、どういうふうな敷地の境界になんのか知らんけど、外へ出るんでしょう。自園じゃないじゃないですか、結局。本来なら園の中やろうなと思ってますねんで。そやけど、そういうのも含めて金額も結構かかっているなというのもあるんですけど、結局これ予算としては絶対もう上げてやらんこれであかんと思うんですけど、ただしっかりとこれもう一回金額を見直すというか、予算としては枠としてはこれじゃあないと思えますけど、ほんまにかかり過ぎかなと正直思ってます。これ坪300万円ぐらいしますからね。その辺もう一回精査して入札のほうをかけたいただけたらなと思うので、その辺よろしくお願いま

す。経緯をちゃんと知ってるということはちゃんと言っときます。

川村委員長 谷原委員、1点だけね。

谷原委員 失礼いたしました。これだけ謝っておきます。申し訳ありません。ただ、本来ここで議論するようなことじゃなかったのかなど。やっぱり幼稚園改修のときにも、事前にかなり繰り返し厚生文教常任委員会でも議論して決めてきたことがあります。この件についても事前に話があれば、もうちょっといろんな点でこちらも検討できたのかなと思うので、その点について遺憾の意を表しておきます。

川村委員長 そうですね。経緯というものは皆さんそれぞれの認識もあると思うんですが、この予算の規模というのを確認するためにこの平面図というのはあったというふうには解釈してますので、この平面図でないとなかなかイメージしにくいという部分があったので出させていただきましたので、そしたらよろしいですか。

谷原委員 分かりました。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

坂本委員。

坂本委員 私からはちょっと簡単に確認のために話しさせていただきますけれども、予算書の82ページの市立保育所運営事業の報酬のところ。予算の概要で言うと27ページの真ん中辺りです。1番、会計年度任用職員報酬等（保育士、調理師、看護師、事務員、栄養士）とあります。この看護師の方なんですけれども、私は一般質問で医療的ケア児に関する一般質問をさせてもらったときに、看護師は正規の看護師にされることは考えてらっしゃいますかというような質問もしたと思いますけれども、それはこの内容を見ると会計年度任用職員での看護師であるということによろしいですね。何人いらっしゃるのでしょうか。

それと同じく、この予算の概要で言うと一番下の27ページの認定こども園の会計年度任用職員報酬等の、ここでも看護師が出てきます。この看護師は会計年度任用職員の看護師であると、この方も何人確保されているのでしょうかというのと、正規の看護師を今後確保される考えはあるのでしょうか。

川村委員長 中井課長。

中井こども未来課長 こども未来課の中井でございます。

現在の雇用している看護師の数をまず説明させていただきます。まず保育所のほうにおきましては、現在、会計年度任用職員でお一人の方、週に3日なんですけれども、今は来ていただいている方いらっしゃいます。あと、認定こども園のほうにつきましても、今現在は会計年度任用職員の方で週3日、時間が短縮になるんですけれども、の部分で来ていただいている方が現状となりますが、今後、先ほど言っていましたように、職員の採用につきましても考えていく必要があるというところと両輪で、会計年度任用職員のほうにつきましても医療的ケア児につきましては1人、2人ではやはり看護師が少ないと思いますので、カバーできるケアできるものの人数を幅広く増やせたらと思ひまして、こども未来課のほうでは会計年度任用職員の経費を一旦計上させていただいております。

お願いします。

川村委員長 坂本委員。

坂本委員 認定こども園の看護師は何人ですか。

川村委員長 中井課長。

中井こども未来課長 現状は、お一人、会計年度任用職員で短時間勤務で来ていただいております。

こちらのほうにつきましても先ほど申しあげましたように、職員のほうは必要かと思えますけれども、そちらと両方で並行して会計年度任用職員のほうも採用していきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

川村委員長 坂本委員。

坂本委員 今お聞きしたお話で言うと、これで大丈夫かなと思うところがあります。令和5年度はこれで予算計上されて、1人の会計年度任用職員の看護師、保育所と認定こども園と各1人確保されるということですがけれども、これでいいのかなと思うところがありますので、ぜひ今後は正規の職員の看護師で賄っていただきたいとご要望しておきます。

川村委員長 もう答弁よろしいですか。

阿古市長。

阿古市長 正規職員で確保する方向でやっていきたいと思えます。この秋採用の段階で募集できるものであれば募集をしてみたい。ただ、もう現場の者といたしましては、看護師を確保するという難しさを非常にやっぱり感じております。特に子どもたちに関わる看護師でございまして、看護師の皆さん方はある種目的を持って看護師になられております。子どもたちを対象にされてる看護師をまた探さないといけない。それと、一定のキャリアを必要とする。新採で即にというような形、経験が必要となってくる部分も加味しまして採用していかないといけないのかなど。まず、秋採用の段階で1度チャレンジをしたいと考えております。それまでの間は、まず会計年度任用職員の中で、その作業も実は大変な作業なんですけども努力していきたいと考えております。

以上でございます。

川村委員長 坂本委員、よろしいですか。意見あったら言うてください、今の。

どうぞ、坂本委員。

坂本委員 よろしく申し上げます。

川村委員長 あともうちょっとありますか、質問。

1点だけね、谷原委員。

谷原委員 87ページになります。3款民生費、2項児童福祉費の5目児童館費です。事業費の中の児童館・学童保育所運営事業というところになります。報酬等、パートタイム会計年度任用職員の金額等入っておりますけれども、学童保育所は夏休みも当然開いてるわけですがけれども、これ朝何時からの時間でこの職員の計算されてるのかお願いします。

川村委員長 新澤課長。

新澤子育て支援課長 子育て支援課の新澤です。

今、谷原委員からの質問なんですけども、会計年度任用職員の任用については午前8時30

分からの採用ということで考えさせていただいております。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 これは過去にも一般質問等でもされた議員がおられます。近隣市と比べても午前8時30分はちょっと遅いように思うんです。実際に保護者の方からは、学校が始まる時間帯がありますよね。そのときにはお子さんは家を出ます。ところが、夏休みになると午前8時30分から学童になるので、そこまでちょっとの時間なんですけれども、実はそれでパートを辞めざるを得ないと、夏休みになると。そのために切れていくということを、若い子育てのお母さんから聞いてるんですよ。近隣市から見たら午前8時とか午前7時30分とかいうふうにされてるところもあるので、葛城市もぜひ子育て支援という観点から、ちょっと時間帯、午前8時30分から今募集されてるんでしょうけど、これを考えていただけたらと。これは意見、要望だけです。ありがとうございます。

川村委員長 いいですか。答弁ないですか。

谷原委員 答弁結構です。

川村委員長 よろしいですね。そうしましたら、ほかに質疑。

どうぞ、西川委員。

西川委員 昨日も夜中3時ぐらいまで予算書とにらめっこしてましたので、ちょっとだけご辛抱いただきたいと思います。もうほんま1点だけです、すぐ終わると思いますけど。92ページの3款民生費、2項8目7節の報償費、臨床心理士謝礼というところで88万8,000円となっているんですけど、これかどうかわからんのですけど、予算案のポイントというところで見つけれなかったらもうそれですぐ解決なんですけど、予算案のポイントというところで拡充というて、予算案の6ページになるんですけど、不登校・不適応対策事業というところが拡充というところで424万8,000円というのがついたあるんですけど、これがこの事業でどこに一体充てられたんかと、それ分りにくかったので、この予算書で言うたらどこになんのかというところだけ教えていただけたらなと思います。

川村委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎です。

ただいまの西川委員のご質問にお答えいたします。1点、先にご指摘いただきました予算書の臨床心理士謝礼88万8,000円につきましては、これは例年実施しております療育教室、こちらはきらりキッズと申しまして、就園前の子どもたちの療育教室のほうに週1回実施しておりますものに臨床心理士に指導に来ていただいている分の謝礼となっております。

予算案のポイントの不登校・不適応支援の臨床心理士の費用につきましては、予算書でいきましたら、子ども若者育成支援事業（こども・若者サポートセンター）の1節報酬、このパートタイム会計年度任用職員の費用の中に含まれております。

以上です。

川村委員長 西川委員。

西川委員 分かりました。要はこの事業拡充ということは、臨床心理士が時間をもうちょっと伸ばして行ってもらえるように拡充したということですね。この中の報酬費5,139万円の中に424

万8,000円が昨年より増えたと、その分時間も、それだけの話なんですね。

川村委員長 ちょっと答弁もらいましょうか。

川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎です。

ただいまの西川委員のご質問にお答えします。臨床心理士を家庭訪問専門としまして1名、週3日雇用を増やそうと、そのための費用でございます。

以上です。

川村委員長 西川委員。

西川委員 分かりました。専門で1人、個別の訪問で行ってもらおうということ、報酬、これ人件費の中に入れられたということで、その受入れ体制の更なる整備を行いますと、これ予算案のポイントに拡充と書いてあるので、もうちょっと何かこの事業費の中でばんと出てくるのかなと思ってたわけです。それが読み取れなかったので、ちょっと聞かせてもらったと。そんなところなんですね。分かりました。

川村委員長 1人雇用するということですね。

西川委員 そういうことですね。

川村委員長 よろしいですか。

西川委員 はい。

川村委員長 皆さん、いかがでございますか。私の個人的には言うてほしかったところなので、聞かせていただきました。私、委員長はもう質問しませんので、皆さんにお譲りしますので。

そうしましたら、3款民生費の質疑につきましては終結させていただきます。

次に4款衛生費になりますが、ここで職員の入替えもありますので暫時休憩をいたします。午後4時から4款衛生費に対する質疑を行います。

休 憩 午後3時46分

再 開 午後4時00分

川村委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、4款衛生費に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

吉村委員。

吉村委員 2点お伺いをいたします。102ページです。衛生費の1項保健衛生費、5目母子保健事業費、17節備品購入費ということで、公用車購入費というところですか。これは110万4,000円、予算案の概要で言うたら33ページですね。健康増進課では新年度から出産・子育て応援交付金事業と、いわゆる伴走型相談支援事業を行うということでもありますけれども、母子への新生児訪問もその一環だというふうに拝察するものであります。1人乗り電気自動車を購入する理由についてお伺いをいたします。

それから、同じく今度は105ページです。7目保健施設費、14節の工事請負費です。これは新庄健康福祉センター管理事業費の中の工事請負費というところですが、8,710万6,000円の予算金額が上がってます。昨日、私、新庄庁舎の改修について伺いましたけれども、こ

ちらの健康福祉センターにつきましては令和4年度中に設計が終わっていると思うんですけれども、この工事内容について具体的によろしくお願いします。

川村委員長 松本課長。

松本健康増進課長 健康増進課の松本でございます。よろしくお願いします。

電気自動車の購入につきましてご説明させていただきます。健康増進課では助産師や母子コーディネーターが毎月20件ほどの新生児訪問を行っておりますが、先ほど委員もおっしゃっていただきましたように、出産・子育て交付金事業の伴走型相談支援事業が新たに開始されましたこともあり、今後更に訪問の機会が増えると考えております。その際、訪問先のお宅に駐車スペースがないということが多々ありまして、現状といたしましてはほかの職員が助産師、母子コーディネーターを送迎しておる状況でございます。

2つ目です。新庄健康福祉センターの修繕工事の工事請負費になります。新庄健康福祉センターは平成7年に竣工され、今年で28年目になります。平成18年に1度外壁タイルの部分補修はしておりますが、ところどころ修繕が必要な部分が出てきております。工事の内容といたしましては、外壁のタイルの部分補修、屋上及びひさしのシート防水の取替え、サッシ、シーリングの防水箇所の改修、駐車場のアスファルト舗装の外構工事になっております。以上です。

川村委員長 吉村委員。

吉村委員 分かりました。1人乗り電気自動車というのは、ちょっとイメージするのは、私も今、委員長と一緒に愛知県のほうに車のエコシティでとよたエコフルタウンのところに見に行っただんですが、1人乗りの電気自動車があつて、新庄庁舎のところにもよくヤクルトの電気自動車が止まったりとかしてますが、ああいうイメージだと思います。ああいうものというのは、例えばトヨタのコムスなんか、ホームページを見ると20万円の助成をしますとかいうふうなことがあるんですが、これは今回はこういったいわゆる特別な支援事業というふうなことになりますので、この購入に当たって国の助成なんかがあると思うんですが、これについてはどうなってますでしょうか。

それからあと、先ほど聞いてびっくりしたんですけど、2人で行って助産師とか保健師を降ろしてまた行ったりとかいうことがあつて大変やったということを知りまして、特に電気自動車は静かですので、スペースも取らないし赤ちゃんも起こさないと、そういうふうなことがあるなと思ったんですが、そういうと、保健師とか助産師は新庄健康福祉センターのほうにいらっしゃるので、電気自動車というのは新庄健康福祉センターから乗っていくというふうなことになってくると思うんですけど、そうなってくると充電施設とかが必要だと思うんですが、それについては準備とかそういうのはどのようにされているんでしょうか。

川村委員長 松本課長。

松本健康増進課長 この電気小型車につきましては、充電は100ボルトのアース付きの家庭用のコンセントでいけますので大丈夫です。

あと2つ目のご質問、補助金ですが、CEV補助金、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金対象の車両となっておりますので、20万円の補助を見込んでおります。経済産業省

のほうからは対象の車両の発表が3月中旬ということで、はっきりとまだ確認できておりませんが、それを今、検討しております。

川村委員長 吉村委員。

吉村委員 承知しました。助成金については20万円程度があるというふうなことで、承知いたしました。それからあと、専門のそういうんじゃなくて100ボルト電源で電気が取れるということですね。それも承知いたしました。

以上です。

川村委員長 ほかに質疑は。

坂本委員。

坂本委員 まず、101ページの12節委託料、がん検診の委託料が載ってますけれども、胃がん検診、子宮がん検診とずらずらと書いて、大腸がん検診は最近多くなってるそうですけれども、この検診の補助、委託料というか、市内の医療機関にその検診を委託されるということだろうかと思えますけれども、その予算の執行率というか、もう100%使われてるのか、どれぐらい使われてるのか教えてほしいなと思えます。

それと、105ページの新庄健康福祉センター管理事業の14節工事請負費、新庄健康福祉センターを修繕工事しようという内容かと思えますけれども、それは何を工事されるのでしょうか。

この2点をお聞きしたいと思えます。

川村委員長 さっき答弁してくれはったんですけどね。さっき吉村委員が同じ質問しはったんですけどね。

坂本委員 福祉センターのやつですか。ほんなら最初の1つだけで結構です。

川村委員長 松本課長。

松本健康増進課長 健康増進課、松本です。よろしくお願ひします。

がん検診の執行率ですけれども、まだ令和4年度は終わっておりませんので、今のところ大体、胃がん検診95%、子宮がん検診94%、乳がん検診88.5%、大腸がん検診92%程度となっております。

以上です。

川村委員長 坂本委員。

坂本委員 割と市民の皆さんが利用されてると思えますけれども、最近大腸がんが増えてるということなので、広報誌とかで周知していただいて100%を目指して頑張してほしいというのが1点と、9番の脳ドック検診助成金というのがついてます、260万円。これ、2月に私も脳ドックを、私はがん検診は健康保険組合の検診を受けてるんで市の検診は受けないですけれども、脳ドックは市のこの補助金をいただいてときどき受けてるんですけれども、1回につき2万円の補助をしていただけるということで、大変ありがたい。脳ドックは1回受けると大体3万円かかるので、その2万円の補助は大変ありがたいと思うんですけれども、皆さんが2万円の補助を受けられるとすると130人が受けられるということになると思うんですけれども、この脳ドックは2月に聞いたときはもういっぱいですと言われました。ということは

人気があるということだと思えるんですけども、人気があるということは皆さん受けたいなと考えてらっしゃると思うので、増やすということも考えることはできるのか聞きたいなと思います。

川村委員長 松本課長。

松本健康増進課長 上限2万円ということで、費用にかかった7割の助成をしております。予算につきましては2万円の130人でございますが、方法といたしましては、事前に新庄健康福祉センターのほうに来ていただいて、先に申請のほうをしていただいて、それからご自身で医療機関で予約を取って受診していただくということになっております。申込みのほうは2月末で締め切っておるんですけども、申込みが例えば130人いらっしゃったとしても、その中で実際に行かれて検査をされるという方が130人とは限らないものですので、実績としましては100人切ったりとか、毎年そんな感じなんですけれども、今年度につきましては申請のほうは143人来ていただきまして、今のところ86名が受けてくださっているという状況でございます。

川村委員長 坂本委員。

坂本委員 86名が令和4年度は受けられたと。でも私、電話で申込みしたんです、まだできますかと。そしたら、2月で締切りなんですけれども、もういっぱい終わりましたとそのように答えられたので、まあええか、4月以降に受けようかと思ったんですけども、86人でまだ枠が余ってるのにもう止めてしまうということですか。

川村委員長 答弁いただきましょうか。

松本課長。

松本健康増進課長 2月中にさせていただきましたか。130人で当初予算組んでおりますが、12月補正で20人の補正を承認いただきまして、一応150人の枠を設けておりますので、2月に申請いただいとすれば断っていたのはちょっとおかしいと思うんですけど。

川村委員長 では、そのようなことはないというふうに答弁しといてください。そうしとかないと、そのようなことがあるのかなのか。

坂本委員、その質問もうちょっとされますか。

坂本委員 それは分かりましたしか言えないですけど。

川村委員長 だから先に答弁もらいますわ。

松本健康増進課長 130人超えていましたけれども、一応そういう事情は市民に説明させていただいて、一応受付のほうはお名前とか聞いて承ってございましたので、断るということはしていませんでした。

川村委員長 坂本委員。

坂本委員 もう2月終わりましたから、今度また令和5年度は130人の枠で1人2万円の枠で申込みを受け付けるということで、またそのときは申込みをしたいと思います。ありがとうございます。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしくお願ひします。3点お伺ひします。

1つ、4款衛生費、1項保健衛生費の1目保健衛生総務費です。ページ数で言うとも97ページ、説明の欄で、18節の負担金補助及び交付金のところ。産婦人科一次救急負担金とあります。この産婦人科一次救急ということについての内容を、どういうことか教えていただきたいと思ひます。できたら、葛城市で昨年、一昨年の出産数、葛城市の在住の方で出産されてる方どれぐらいいるか教えていただけないでしょうか。

それから2つ目です。98ページになります。同じく事業説明の中で委託料になります。これは予算案の概要の31ページでちょっと質問したいんですけれども、ここに予防接種事業ということで、A類疾病とB類疾病というふうに2つあるんですね。この区分がどういう区分なのかちょっと教えていただきたいと、これが2つ目です。

それから3つ目ですけれども、4款衛生費、1項保健衛生費の5目母子保健事業費の中で、ページ数は102ページです。説明のところではいきますと、12節の委託料、新生児聴覚スクリーニング検査委託料です。その下の18節には負担金補助及び交付金として新生児聴覚スクリーニング検査負担金及び新生児聴覚スクリーニング検査費用助成金ということで、これは新しく令和5年度は予算化されたものもありますので、このことについて説明をお願いいたします。

川村委員長 松本課長。

松本健康増進課長 健康増進課、松本です。よろしくお願ひします。

1つ目の産婦人科一次救急負担金についてです。産婦人科一次救急については、奈良県下39市町村が参加し、県内の13産婦人科の当番制により実施されております。負担金の計算方法につきましては、当該年度の必要経費に対し半分を奈良県が負担し、残りの半分については人口按分、出生数按分、患者数按分の3指標を用いて各市町村の負担額を算定しております。

2つ目のご質問でございます。A類とB類の違いでございます。保健師のほうから説明させていただきます。お願ひします。

川村委員長 鬼頭主幹。

鬼頭新型コロナウイルス対策室長兼健康増進課主幹 健康増進課主幹、鬼頭です。よろしくお願ひいたします。

A類疾病なんです、こちらのほうは主に集団接種予防に目的を置いたもので、重篤な疾患の予防のためということになっております。B類のほうですが、こちらは主に個人予防に重点を置かれた接種で、努力義務が付いておらないというようなことになっております。

以上です。

川村委員長 松本課長。

松本健康増進課長 出生数ですが、令和元年度は302人、令和2年度は207人、令和3年度が306人です。

新生児聴覚スクリーニングですけれども、新たに検査委託料として上がっておりますのはもともと新生児の聴覚障害を早期に発見するために行う検査ですが、これは地方交付税の中

の少子化対策に関連する経費として内数として措置されておりました。それが令和4年7月に厚生労働省のほうから事務連絡が出まして、各市町村の聴覚検査の費用負担の実態を踏まえ保健衛生費における算定に変更し、新生児聴覚検査費として所要の金額が計上されました。それをもちまして、新生児聴覚検査の公費負担を予算化していない自治体がかなりありましたので、積極的な取組を促されたことによって、県内11市、生駒市以外の11市と奈良県医師会の集合契約をしていこうというふうに検討が今進められております。葛城市は令和2年度から1人3,000円の費用助成をしておりましたが、今度集合契約になりますと、ABRという検査方法で1人4,000円、OAEという検査方法で1,500円で契約することになります。今までの3,000円の助成は費用負担された方に償還払いでお返しするという形でしたが、次、集合契約となりますと受診券を発行しますので、病院からこちらのほうに請求が来ますので、ほぼ100%の人がその助成を受け取っていただけるということで、かなり今回予算のほうも上がっております。

以上です。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 産婦人科の一次救急ですけども、分かりました。出生数も葛城市は300人前後で毎年出生されてると。3年経てばもう1,000人になるわけですから、大変出産の多いところだと思うんです。これは予算にはもう乗らないから仕方ないんですけども、産婦人科が市内にはございません。健診でも市外へ行かれる方が多いんですね。場合によっては、ご主人が働いておられて自分で車で運転しなければならないような、そういうことに対してタクシーを使われる方も大変多いんです。このことについてちょっと問題意識を持っていただきたいなと思ひまして、これは意見だけ申し上げときます。

それから、次の、A類疾病、B類疾病、よく分かりました。B類疾病は、ここにありますように高齢者のインフルエンザとか高齢者肺炎球菌ということで、これは個人予防で努力義務で必ずしもする必要はないということなんですけれど、それに対して補助していただいている部分があると。葛城市も補助していただいで大変ありがたいんですけども、高齢者の中に今、带状疱疹で大変苦しまれる方がおられまして、インフルエンザと同様、これもぜひ考えていただけたらと思います。非常に苦しむ方が多いので、これも早く、高い薬もありますけども、何らかの形で高齢者が過ごしやすいような援助をしていただけたらと思います。

それから3つ目ですけども、これも一回質問なんですけど、聴覚についての新生児のスクリーニングですけど、全員まず必ず検査しますよね。全員検査して特に引っかかる方については、これまではもう一度専門科医に行ききちと診断してくださいというふうに言うんですけども、行かない人もいたりするということがあったらと思います。お金も発生するしと。だから、今お聞きすると、要は問題があると。もう一回専門医を受診してくださいという方について、先ほど言ったような受診券が発行されるという理解でいいんですか。どういうことなのか、つまり僕は2段階だと思ってるので、それがどうなのかもう一回詳しく説明をお願いします。

川村委員長 松本課長。

松本健康増進課長 出産されて入院中に聴覚検査のほうを大体は行っていただきます。その方たちがもう妊娠されたときに一緒に受診券を持っておられて、それを使って受診をされて、それが病院のほうから市のほうに請求が来るということです。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 それで専門医に行きなさいというところはどうなるんでしょうか、個人負担でしょうか。

川村委員長 松本課長。

松本健康増進課長 保険適用の個人負担です。

川村委員長 よろしいですか。

谷原委員。

谷原委員 これは前からもお願いしてるところなんですけれども、何人か、前は数も聞いたことがあります。大体、二、三人ぐらい引かかることがあって、全員が行かれたんですか言うたら、やっぱり全員が行かれてない場合があると。私がそのときご説明しましたのは、これは聴覚について詳しい方がおっしゃるには、これは学校の先生ですけれども、やはり早く分かればそれなりに小さいうちにいろいろな手当をして、聞こえのほうもそれが発達に関係するのでぜひ全員受けてほしいんだと。それを見過ごすと、次は小学校に入ってから、どうもこの子は何か集中しないなと思ったら耳の聞こえが悪かったとなったときには、やっぱり新生児からその小学校へ入るまでの間にかなり発達の遅れが出て、そのことが原因で取り返しのつかないようなこともあるので、引がかかった場合は必ず専門の方に見ていただいて、何も無いことも多いので、何かあるときには特別な手立てを早く取ることが非常に大事だと思うんです。特に耳の聞こえの悪い方については、入学時、どうしても支援学校のほうに入ることが多くて、そうすると、卒業してから地域へ戻ってきたときに地域でのつながりが全くできないと。だから孤立することが多いと。今度、手話言語条例とかできて、地域社会でそういう方々に対してもしっかりと受け入れていこうということになるんですけれども、そういうふうな教育上の問題もあって、できるだけ聴覚障害については今はもう丁寧にやれば早くから対応できるようなこともあると思いますので、できたら引がかかった人に対するサポートをよろしくお願いします。

以上です。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 2点お願いします。まず1つが、97ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、その中の負担金補助及び交付金、その中の一番下、骨髄移植ドナー支援助成金、これ今年度、県内ほかの自治体はもう既にできてたんですけども、葛城市のほうも市長のご英断でやっていただいて導入した制度なんですけども、現状この1年間で実際の適用件数が何件あったか、まず確認したいと思います。それが1つ。

それから、101ページ、1項保健衛生費の4目健康づくり推進事業費、これは委託料の健康増進計画・食育推進計画策定委託料のところですね。概要版でいくと32ページになります。この中の食育のところ。具体的なところ、どういうことがこの間行われたかという

ことを確認したいと思います。

以上、2点お願いします。

川村委員長 松本課長。

松本健康増進課長 健康増進課、松本です。よろしくお願いします。

1つ目のご質問です。骨髄移植ドナー支援助成金事業でございます。令和4年度申請者は現在のところありませんでした。

以上です。

川村委員長 食育推進計画について、答弁。

西川補佐。

西川健康増進課長補佐 健康増進課、西川でございます。

健康増進課では従来よりきらり葛城21と題しまして健康増進計画を策定しております。そこに食育推進計画というものも一緒に併せて作成させていただいているところです。食育の取組なんですけども、計画の中では特に地産地消であるとか、あと葛城市においてはアンケートや調査のほうから塩分の摂取が多いという結果が出ておりましたので、そちらの減塩などに対して取組のほうを現在ではさせていただいております。

以上です。

川村委員長 奥本委員。

奥本委員 まずその骨髄ドナーなんですけども、該当なしということで、これはもう当初から大体骨髄の適合がないとドナーになれないんですよ。葛城市のこの人口からいくと恐らく1年で1人あるかないかというレベルの話なので、それはもうそうかなという気はします。ただ、これは粹取りとして非常に重要なことで、これを予算があるがためにドナー提供者になったときに、当然、会社を休まんと駄目なんです。その間の補償という意味で、仕事の分も収入が補償されるという意味で、ドナーを受けやすくなるというメリットがあります。

それともう一つ、これは昨年も今回もまだ予算として上がってないんですけども、ほかの自治体ではその従業員がドナー登録で入院された際の企業への補助があるんですよ。企業もドナーとなる方に対して、従業員がドナーになられたらその間の就業補償があるんですよ。そういうことも見ていって、本当にもうこの葛城市の人口では年間1人いるかないかです、適合者が。だから、予算としても仮に出たとしても本当に僅かな予算なので、それあるかないかで全然違います。企業の協力も得られますので、今後またそういう形で粹取りで結構ですので、またそういうのを目指していただければと思いますので、まずこれ残していただいたことに関しては感謝いたします。

それから、健康増進の方の、これ第2期葛城市健康増進計画きらり葛城21のところの1、生活習慣の改善の(1)のところ食育というのをうたわれてるんです。おっしゃってるように地産地消の推進なんですけども、実はその中に農業体験等の学び・体験の場づくり、食文化の継承というところもあるんですけども、それは現状ではやられてないということです。ここ私重要なと思うんですけども、椿本教育長がせっかくいらっしゃるので、現状、学校の食育という、これはもう学校の中での教育現場での食育というのは非常に重要と思う

んですけども、市内の学校の中での食育というところ、どんな感じで進んでるかというところをお答えいただければと思います。

川村委員長 椿本教育長。

椿本教育長 ありがとうございます。急な質問ですので、全ての小・中学校を網羅することはできませんけれども、例えば私が勤めておりました中学校においては、食育というのは家庭科の授業の中において進めてきている、いわゆる学校教育の教育課程上位置づけられた中での食育の学習というのをやっております。小学校においては、特に5年生で米づくりというのを、これも社会科等で学習しますので、それに合わせて市内の小学校でも実際に田を借りて米づくりをやる学校もありますし、また授業の中で教室でその学習を行うところもございます。体験を伴う活動をする学校としない学校、差はありますけれども、食育については広い観点で教育を進めているところです。

あと、併せてその食育においては、学校給食センターのほうで2名の栄養士が常駐して子どもたちの食育計画も策定しておりますので、それをゲストティーチャーという形で幼稚園、小学校にも出向いて食育の推進を進めているところでございます。

以上です。

川村委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。このきり葛城21の計画には、その農業体験等の学び・体験の場づくりというのが一番に来てるんですよね。今、教育長がおっしゃったように、市内の学校の5年生で米づくりを勉強するんですけども、本当に田んぼに入って稲植えて、最後収穫までするのは1校だけなんです。もう1校は畔からちょっとやって、田んぼへ入らずにやっています。それ以外のところはそういう経験の場がないんかもしれないけども、やってないんですよね。せっかくやから地元でお米ぐらいは、給食で葛城市産のお米を子どもたちに食べさそうということで今それ100%になってますけども、やはりそういう形で自分たちの作ったお米が食卓に上る、あるいは作ってらっしゃる学校では最終最後、餅つきまでやってるところなので、そういうところの実体験というのは食育に非常に寄与するところじゃないかと思っておりますので、これもう教育現場の話になりますけど、せっかく計画でうたわれてるんですから、その辺はうまくリンクさせたら、やはりこの取組自体がもっと更に、次、第3期になると思うんですけど、この次の予算のところでもそういうところにも踏み込んでいってもらえたらなと思っておりますので、また1回考えてください。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

西川委員。

西川委員 98ページの4款1項2目なんですけども、節は分からないんですけど、要は新型コロナウイルスワクチン接種事業なんです。この予算案のポイントというところでは臨時接種という形で多分これ今、予算として組まれてると思うんですけど、この令和5年度も政府のほう、2回接種というところも恐らく今言うてますもんね。その辺のところの考え方というのを教えてもらえたらと思います。強制ではないと思います。これも全部自己負担なしという形で、今、多分、厚生労働省のほうからも出してると思うんですけど、令和5年度の。その辺の考え方

を教えていただきたいのと、107ページの4款1項8目12節です。地域再エネ導入計画策定支援業務委託料、概要書の34ページにあるんですけど、この令和4年度に行っておられた地球温暖化実行計画策定業務というのとの違い、これは地域再エネ導入計画というのはどういふうなものなのかというのを教えていただきたいなというところでございます。

以上です。

川村委員長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。よろしくお願いいたします。

まず私のほうからは、新型コロナウイルスワクチンの接種事業につきましてご説明させていただきます。当初のこの一般会計への議第20号を提案させていただいたその当時は、まだ2回接種の話が出てまいりませんでした。そういったことで現在提案させていただいている予算といいますのは、令和4年度からやってきてるオミクロン型の接種を今年の9月まで継続できるようにするための費用として積算した予算でございます。先ほどご指摘いただきました今年2回春と秋に接種するという情報は、今月3月9日に国のほうから正式に来ております。ちょうど先週の金曜日だったかと思えます。それにつきましては追って提案させていただきたいと考えております。

以上でございます。

川村委員長 その内容についてはまた追ってということですので、ご理解いただきたいと思えます。

そしたら、その後の答弁。

西川課長。

西川環境課長 環境課の西川です。よろしくお願いいたします。

ご質問いただきました地域再エネ導入計画策定支援業務委託料なんですけども、内容につきましてはこの前補正のときと同じ内容になろうかと思えますが、この業務につきましては、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、地域のCO₂削減目標や再エネポテンシャル等を踏まえた再エネ目標、目標達成に必要な意欲的な脱炭素の取組、施策の実施方法や体制構築の検討に関する調査、計画づくり等を支援していただく環境省の補助事業となっております。

今後、葛城市におきましても、2050年に向け、地球温暖化実行計画区域施策編の策定は必須となってくることから、今回、国の補助事業を活用して事業を進めさせていただきたく予算計上させていただいております。

今年度策定しておりますのは、地球温暖化実行計画の事務事業編ということで、葛城市庁舎の事務事業で2050年までにゼロにしていくという計画を今、策定させていただいております。今回の分につきましては、葛城市全体としての区域施策編を策定するための事前準備調査の補助事業ということになっております。

以上です。

川村委員長 西川委員。

西川委員 ワクチンの件に関しましては、今オミクロン株のやつやけど、2価ワクチン、また次のやつだと思いますので。

地域再エネ導入計画、分かりやすく答弁いただきましてありがとうございます。1個だけ、内容については分かったんですけど、補正のほうで1,000万円繰越しになってるんですけど、今回また予算組まれてるということで、これ要はトータル2,000万円のことになってくるのか、その辺、僕分かりにくいんで教えていただけたらと思います。

川村委員長 西川課長。

西川環境課長 国の補助事業でございますので、絶対的な採択というのは保障されておられません。その採択の機会を活用する機会を増やすために、総額で1,000万円です。令和4年度の補正予算として上げさせていただいて、今この3月末で一旦申請を行うわけなんですけども、それが採択になればその繰越しさせていただいている予算を使わせていただいて、今、予算書に載っております令和5年度の予算については減額のほうをさせていただきます。そういうふうな流れで、総額は1,000万円でございます。

以上です。

川村委員長 西川委員。

西川委員 国の有利な補助を使うために、でもこの事業としては進めていかなあかんから粹取りとして使われていると理解しましたので、ありがとうございます。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

関連で、谷原委員。

谷原委員 今の地域再エネ導入計画策定支援業務委託料ということですけど、これは計画をつくるということですよ。この計画をつくったら、またその計画に基づいて国からの補助があるのかどうか。これちょっとお聞きしたいんです。これ単なる計画やから、本当に推進していこうとすれば、実際には様々な今後予算がかかってくると思うんですけど、それは国のほうの立てつけでどうなってるのか分かったら教えてください。

川村委員長 西川課長。

西川環境課長 今回の補助につきましては、葛城市においてどういう目標を立てていくか、どういう取組をやっていくか、本来でしたら今、うち葛城市としての実行計画はございませんので、業者に発注したときにその事前調査とか、そういうのが必要になって成果品というのが上がってくると思うんです。その事前の葛城市としてどうやって2050年までにやっていったらいいのかという調査を業者に委託をさせていただいて、葛城市と一緒にその2050年までの目標値を設定させていただきます。その事業完了後に2年以内にその調査結果を反映させての葛城市地球温暖化実行計画区域施策編をつくらなければならないということになっております。

以上です。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 私が聞いたのは、計画をつくりますと。これは分かるんですけど、計画をつくるというのは国の補助事業を利用してつくるんですが、国のほうの考え方として、こういう地域再エネを進めるために、まずこういう計画をつくらないと次のいろんなメニューを受けられませんよという立てつけになってるんですかねということをお聞きしたいんです。というのは、今

回も予算で出てます、いきいきセンターの改修がありますよね。その改修のときに、例えば地域再エネと言うんだったら、行政が率先して太陽光パネルを付けるとか、いろんな形でいろんな事業を本当なら進めていかなあかんと思うんですよね。だけど、そういうのはお金がかかると。かかるからこういう計画をつくったら国のいろんなものが利用できるからこういうのをつくるのか、つくるとは私はいいんだけど、そのあと何かあるのかなと思ったので、分かってたらお聞きしたいなということなんです。

川村委員長 答弁していただきます。

西川課長。

西川環境課長 今行ってますその施設等の分につきましては、今、改定をさせていただいております地球温暖化実行計画事務事業編の中に、そういう目標値とか今後どうやってやっていくというのは入れさせていただいております。これ、今後補助をもらうに当たって、地球温暖化実行計画区域施策編というのは国のほうもつくっていきなさいよという今、方向性です。その中で今そういう地域再エネ導入計画策定支援事業という国の4分の3をいただいでできるという補助事業があるので、有利であるという判断の下で、国のほうに申請させていただきたく予算計上させていただいております。

川村委員長 阿古市長。

阿古市長 従前といたしますか、今までから国の補助事業を使いながら、カーボンニュートラルといたしますか、地球温暖化対策としてCO₂の削減に努めてきたところでございます。ただ、部分部分の取組だけではなく、2050年具体的にカーボンニュートラルを目指すんだということになれば、当然ロードマップが必要になります。そのロードマップの作成が実はもう葛城市全体としてどのような取組であればそこに到達できるのかというロードマップの作成にかかるといってございまして。当然のことながら、その作成した後には国からの援助があるものと理解をしております。その事業によりまして、多分、所管である部分ですとかいろいろ変わってくると思います。しかしながら、それがなければなかなか補助事業にはのってこない、これからの特に補助事業にはのってこないという理解の仕方をしております。以上でございます。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。今後の予算に大きく関わることになる計画だと思っております。これを決めたら、2050年までそれこそ一生懸命そういうことを目指して、そういう取組のための予算化ということが求められるということになります。そういう覚悟を持ってこの計画策定に臨むということで、国のほうも支援されるということですので、よく分かりました。ありがとうございます。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。質疑もうございせんか。

杉本副委員長。

杉本副委員長 もう簡単に、先ほど吉村委員からも来た1人乗り自動車のやつなんですけど、各ご家庭に行くのに近くに駐車場がないというので、多分、市役所の方々全員なんじゃないのと思うんですけど、そこだけで使われるのか、今後増えていくのかどうかということなんです。

これ何でかというたら、あのコンパクトな車で回っていくのはそれは効率いいと思うんですけど、事故があったときに怖いよなというのは正直思っているところなんですけども、その辺の考えをお聞かせ願いたいのと、もう一つは、108ページの衛生費、1項保健衛生費の17節備品購入費で、概要のほうの35ページには不法投棄監視カメラの購入と書いてあるんですけども、これ昨年看板を付けたですよ。そのところと同じところなんですかね。というのは、その看板は何も効果なかったからカメラ付けようとしてるのか、更に強化するために付けてんのか。その前の看板、僕その看板いまだに見たことがないんですけど、その辺の具合どうなってんのか。不法投棄のやつも、この2点お願いできますか。

川村委員長 西川課長。

西川環境課長 令和4年度で不法投棄の看板を立てさせていただきました。幾分かは効果はあったのかなと思うんですけども、それだけでは不法投棄が止まっていない状況下であって、今、地元、警察等とも連携をしながら撤去とかさせていただいておるんですけども、やはりもう最終的には防犯カメラかなということで、県の2分の1補助を活用させていただいて、来年度3台のカメラということで上げさせていただいております。場所は竹内地内に2か所、1か所は葛城山麓公園入口付近に1か所ということです。

川村委員長 森井部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。

杉本副委員長からのご質問の1人乗りの電動の車ということで、今回導入しようと考えてますのは、車といたしますか、一応、道路交通法上は電動機付き自転車の扱いになるものだというふうに聞いております。そういった意味では、駐車場も実は実際には迷惑かかるのでできないと思いますけども、自転車置場のところに置けるといふような、法律上はそうなっているものです。ただ、どういうふうな使い方でこれから使っていけるか、特に先ほども説明させていただきましたように、保健師の訪問というのにはすごく活用できる可能性が高いですので、今回1台入れさせていただいて、今後安全面につきましても様子を見ながら、今後を考えていきたいと考えております。

以上でございます。

川村委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 まずその不法投棄のやつに関しては、そのカメラのデータはそのカメラの中に入っているだけなんですか。それは誰が確認しに行く、その中にカメラのデータが入っているだけなんのか、どっかに遠隔で飛ばすんか、そこに毎回見に行かなあかんのかというのを、どういう設定で考えてはんのかというのが1つ。

自動車のほうは、何買わはるのか今ので一気に分からなくなりましたが、僕が何が言いたいか、便利に活用していけばいくほど数が増えちゃうと事故も増えるよねという話になったときに、普通の車より圧倒的に危ないじゃないですか。その辺の考えをある程度、安全運転を心がけるようにしていただかないと、多分1発の事故でえらいことになるような気がするので、僕が思うてるやつなら。そこは気を付けていただきたい。

その不法投棄のやつだけ、どういう管理されるのかあんまり分かんないので、その辺だけ

お願いできますか。

川村委員長 西川課長。

西川環境課長 今考えてる機種につきましては、SDカード等で機械の中である一定の期間を蓄積した分を持ち帰って分析するというような機械を予定しております。だから、ずっとデータが市役所で見れるとか、そういうふうなわけではありません。

川村委員長 杉本副委員長。

杉本副委員長 その不法投棄をなくすために付けていただくので、その辺はうまいことやっていただくのと、もちろん監視カメラありという看板も付けていただけますよね。それがでかけりゃでかいほど僕は効果があるかなと思うので、その辺はよろしくお願いしときます。

以上です。

川村委員長 ほかにもう質疑はございませんか。

谷原委員。

谷原委員 ごみの件はちょっと聞いておきたいので、112ページになりますけれども、4款衛生費、2項清掃費の2目塵芥処理費の中の112ページの説明の中ですけれども、12節委託料、一般廃棄物収集運搬業務委託料、これはどういう事業についてのどういう委託なのかということについて伺います。

それから、2つ目です。下のページになりますけれども、同じ目なんですけど、事業説明のところの欄ですと、資源ごみ収集事業（クリーンセンター）、10節の需用費、修繕料というふうに入ってます。これは予算案の概要で令和4年度も2,800万円ぐらいですか、かなりの修繕を行っているんです。また令和5年度も2,000万円余りと、2年間で4,000万円近い修繕費の予算計上になるわけですけれども、これがどういう見込みなのかということについて伺います。

それから、3つ目です。その下になりますけれども、3目のし尿処理費です。事業の説明欄で葛城地区清掃事務組合負担金のところに18節負担金補助及び交付金、葛城地区清掃事務組合負担金というふうにあります。これは葛城地区清掃事務組合のほうにし尿を運んでそこで最終処理をするということで、これは組合をつかってやってるわけですけれども、処理費用は1トン当たり幾らの分担金割合になってるかということについて伺います。予算でもいいですし、昨年の実績で大体これぐらいの見込みでし尿の処理費用が1トン当たりどれぐらいの分担金となってるか、この数字について伺います。

川村委員長 石橋クリーンセンター所長。

石橋クリーンセンター所長 クリーンセンター、石橋です。よろしくお願いします。

まず1つ目の一般廃棄物収集運搬業務委託料につきまして、こちらにつきましては新庄中学校区につきましては直営で収集をさせていただいております。白鳳中学校区につきましては大和清掃企業組合のほうで収集をさせていただいております。収集の内容が、燃えるごみ、古紙、古布、ペットボトルというふうな形で収集をさせていただいております。

2点目のリサイクル施設保守点検修繕ということで、確かに去年も修繕というふうな形で上げております。こちらの概要につきましてご説明させていただきます。定期的な点検、整

備により、消耗部品や経年劣化による機器修繕交換の実施により長期的な運転停止リスクの低減を図る、また故障による周辺部品の二次被害リスクの低減を見込めるため施設の長寿命化が図れる、また事前に不具合を洗い出し重故障の防止にもつながるというふうな形で、令和5年度整備点検につきましてはリサイクルに係る機器を全部点検させていただきます。修繕箇所ということなんですけども、これは修繕では上がっておるんですけども、ほとんどが部品の定期的な交換になっております。唯一、令和4年の同じ点検の中で発見された修繕箇所として、ペットボトルほか圧縮梱包機の減容シリンダーを交換する予定でございます。

以上です。

川村委員長 西川課長。

西川環境課長 葛城地区清掃事務組合負担金でご質問いただきましたのでお答えをさせていただきます。令和4年度の葛城市のし尿処理量は2,007.94キロリットルでございます。前年度と比較しますと74.14キロリットルがマイナスということになっております。負担金につきましては5つの項目から負担金を割り出しております。組合運営経費、し尿処理運搬費、施設維持管理経費、今年度から環境整備基金積立金、あと施設整備関係経費、これを合わせて令和5年度は5,778万8,000円となっております。1キロリットル当たりの単価なんですけども、令和5年度の負担金でいきますと、総額が1億3,916万円で、し尿処理量全体が3万7,169.99キロリットルですので、それを割りますと1キロリットル当たり3,740円になります。

以上でございます。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 分かりました。最初のところでありますけれども、一般廃棄物収集運搬業務委託料は、業者の名前が出ましたけれども、これは下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法との関係で協定があって、ずっとこの事業者に委託してるのかということだろうと思うんですが、この協定書についてはありますか。協定書について、ちゃんと当時そうした結んだ協定書があるのかどうか。これは下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法との関係で結ばれた自治体もあれば、どうも結ばないまま来てる自治体もあるということなので、これは下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法との関係でもうこの業者というふうなことを私も聞いてるんですが、そのことについて確認したいと思います。

それから2つ目ですけれども、資源ごみ収集事業のこのクリーンセンターでの修繕料です。これは定期点検ということなんですけど、これは業者が点検をしてこういう形でここを替えたほうが良いというふうにやってるんだろうと思うんですね。市の職員の方が点検して専門的な知識を持ってやっていると考えるのが難しいので、どなたの点検によるどなたのこういう経費の、ここに書いてあるように、こういう経費ですというふうな感じになってるのか、ここがよく分からないので、それがどうなってるのかということについて伺います。

し尿処理のほうは、今、数字をおっしゃっていただんですけど、事前に言っといたほうがよかったと思うんですけども、また私の把握してる数字とちょっと違いますので、これは

置いときます。事前にやって正確にやったほうがいいと思いますので、この点についてはもう置いときますので、前の2点だけ説明をお願いします。

川村委員長 協定書と、それから点検は業務の指示かということですね。

西川課長。

西川環境課長 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に関する協定書のご質問でございますが、協定書はございます。

川村委員長 石橋クリーンセンター所長。

石橋クリーンセンター所長 クリーンセンター、石橋です。お願いします。

この点検なんですけれども、毎日点検は使用してる業者で、1週間に1回の点検も使用してる業者、月に1回の点検というのもありまして、それも使用してる業者、年に1回のこの大がかりな点検につきましては、実際この機器を製造したメーカーの方に来ていただいて点検をしていただいております。

以上です。

川村委員長 谷原委員。

谷原委員 毎回点検して、できてまだそんなに古くない施設だと思ってるんですけども、2,000万円ぐらいのお金が定期点検で細かいところも含めて出てくるということであれば、今後の見込み、これが私も気になりましたものですから、どういう形で見積り、こういう点検がいいのかというのはちょっと研究が要るかなというふうに感じました。これは感想ですけども、以上です。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑がないようですので、4款衛生費の……。

(「訂正」の声あり)

川村委員長 訂正ですか。

どうぞ、森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。先ほど1人乗りの車両の杉本副委員長からのご質問のとき、私のほうで道路交通法上の原付1種というふうに言ってしまったんですが、正しくは道路運送車両法上の第1種原付自転車でございます。そして、道路交通法上は普通車という扱いになります。

それから、谷原委員から先ほどご質問いただいた分で、出生数の中で令和2年の数が間違えておりました。270人が正しいんです。先ほど207人と間違えて答弁しております。訂正させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

川村委員長 そうしましたら、4款衛生費の質疑を終結いたします。

時間がちょっとありますので、このまま次に5款農林商工費、6款土木費の説明を求めます。

米田財務部長。

米田財務部長 財務部の米田でございます。それでは、引き続きまして説明のほうをさせていただきます。

ます。

5款農林商工費、6款土木費についてでございます。事項別明細書のほうは114ページをご覧いただきたいと思えます。

それでは、5款農林商工費でございます。1項1目農業委員会費では、農業委員会事業で1,514万6,000円でございます。

115ページ、2目農業総務費では5,161万5,000円で、人件費で職員7人、5,136万9,000円でございます。

116ページをお願いいたします。3目農業振興費では5,036万円で、農業振興事業で3,664万5,000円。117ページの農畜産物処理加工施設管理事業で1,371万5,000円でございます。

4目経営所得安定対策事業費では806万6,000円でございます。

118ページ、6目農地費では2,613万9,000円で、人件費で職員1人、1,119万円。土地改良事業で1,494万9,000円でございます。

119ページに移りまして、7目休養センター管理費では585万9,000円で、農業者健康管理休養センター管理事業で578万7,000円でございます。

120ページに移っていただきまして、9目有線放送維持管理費では507万6,000円。

10目団体営土地改良事業費では8,779万円で、人件費で職員1人、1,050万1,000円。121ページ、団体営土地改良事業で7,728万9,000円でございます。

続いて、122ページをお願いいたします。2項1目林業振興費では1,298万3,000円で、森林保全整備事業で701万5,000円でございます。

123ページ、3項1目商工振興費では4,324万5,000円で、人件費で職員3人、2,533万5,000円。商工振興事業で1,791万円でございます。

124ページ、2目観光費では5,297万2,000円で、人件費で職員2人、1,236万6,000円。観光振興事業で1,831万3,000円でございます。126ページ、観光振興支援事業で1,225万3,000円でございます。

127ページに移っていただきまして、3目相撲館費では1,801万6,000円で、人件費で職員1人、1,034万2,000円。128ページ、相撲館管理事業で501万3,000円でございます。

続いて、6款土木費でございます。

1項1目土木総務費では6,262万6,000円で、人件費で職員7人、5,311万9,000円。129ページの土木管理事業で946万1,000円でございます。

130ページをお願いいたします。2項1目道路橋りょう維持費では5,017万4,000円で、市道管理事業でございます。

131ページ、2目道路新設改良費では1億5,528万7,000円で、市道新設改良事業でございます。

3目尺土駅前周辺整備事業費では1億6,997万円で、人件費で職員2人、1,551万円。132ページ、尺土駅前周辺整備事業で1億5,446万円でございます。

4目国鉄・坊城線整備事業費では2億4,205万8,000円で、人件費で職員2人、1,527万5,000円。133ページ、国鉄・坊城線整備事業で2億2,678万3,000円でございます。

5目社会資本道路改良交付金事業費で2億170万7,000円でございます。

6目地域連携推進事業費では4,700万円。

134ページの3項1目河川総務費では、河川管理事業で4,616万5,000円でございます。

次に、4項1目都市計画総務費でございます。8,490万4,000円で、人件費で職員8人、5,658万9,000円。135ページ、都市計画総務事業で2,690万3,000円でございます。

136ページ、2目公共下水道費では5億5,226万9,000円で、下水道事業会計補助金でございます。

3目公園管理費では1億7,603万4,000円で、葛城山麓公園管理運営事業で1,335万7,000円。138ページ、公園施設長寿命化対策支援事業で5,327万3,000円。公園管理事業で4,782万6,000円。140ページの下段、新町公園管理運営事業で3,440万9,000円でございます。

141ページ、吸収源対策公園緑地事業費は皆減となっております。

下段の5項1目住宅管理費でございます。市営住宅管理事業で1,027万9,000円でございます。

以上で、5款農林商工費、6款土木費の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

川村委員長 ただいま5款農林商工費、そして6款土木費の説明をいただきました。

この質疑につきましては、来週20日、午前9時30分より委員会を再開しますので、そこから始めたいと思います。

本日はこれにて委員会を終了させていただきます。本日は大変ご苦労さまでございました。

延 会 午後5時15分